

## 藤本事件について：「真相究明」と再審

平井，佐和子  
九州大学大学院法学研究院：助手：刑法学

<https://doi.org/10.15017/1195>

---

出版情報：九大法学. 84, pp.161-235, 2002-09-12. 九大法学会  
バージョン：  
権利関係：



# 藤本事件について

—「真相究明」と再審—

平井 佐和子

- 一 はじめに
- 二 藤本事件の概要及び経過
  - (一) ダイナマイト事件
  - (二) 藤本事件の背景
  - (三) 殺人事件
  - (四) 供述及び鑑定
  - (五) 裁判の過程
- 三 訴訟手続の問題点
  - (一) 特設法廷の設置
  - (二) 公判前の証人供述
  - (三) 証拠の認定
- 四 上訴審と公正裁判要請運動
  - (一) 公正裁判要請運動
  - (二) 控訴審
  - (三) 上告審
  - (四) 「救う会」の発足
  - (五) 再審請求と死刑執行
- 五 おわりに

## 一 はじめに

「私の裁判はひどいものだった。証拠にもならないものが証拠に採用されて、一方的に私の罪科は決定されたのだ。それでは、なぜこういうことが起こったのか。それは私がライ病患者だからである。そうとしか私には考えようがない。……長い間につちかわれたライ病に対する恐怖の幻影は、いまだにこの病気を深い偏見の中に閉ざしている。そして私の罪科もこの偏見によって仕立て上げられたものなのだ。」

「私は再審願いが受理されて、無罪が証明されることを信じて疑わない。私のライは根治している。失われた十年の悲しみは返らないが、私は青天白日の身となったら、故郷に帰って働くだろう。幸薄かった母の老先を幸せでうずめ娘の父であることを誇らしげに名乗ろう。そんな日の到来を疑わない。真実は暗闇に閉ざされてはならないのだから。」

一九六七年七月号の雑誌『マドモワゼル』に寄せた手記で無実を訴えたF・M夫は、三度目の再審請求が却下された翌日、一九六七年九月一日に死刑執行された。

いわゆる藤本事件である。簡単に藤本事件の概要を見ておこう。一九五一年八月一日午前二時頃、H宅にダINAマイトが投げ込まれ、Hとその二男が軽傷を負った。この事件で近くに住むF・M夫が逮捕され、翌年六月九日懲役一〇年の判決を受けた。被害者がかつて村役場の衛生係をしていたとき、県衛生課の要請に対してM夫を「らい」患者として報告したため、M夫は、「らい」療養所である菊池恵楓園への入所勧告を受け、Hの密告にその

原因があると思いきみ、恨んだ末の犯行とされたのであった。M夫は無実を主張し、福岡高裁に控訴したが、その控訴審中一九五二年六月一六日、園内にある菊池拘置所を脱走し、その三週間後の七月七日午前七時頃、路上でHが全身に二〇数ヶ所の切刺傷を負い、殺されているのが発見された。大がかりな山狩りが実施された結果、六日後、小屋にいるM夫が発見され、畑の中を逃げようとした彼は、警察官に拳銃で撃たれ、倒れたところを逮捕された。五回の公判の後、熊本地裁(出張裁判)は、一九五三年八月二九日、死刑の判決を言い渡したのである。

この藤本事件は、戦後行われた「第二次無らい県運動」及び菊池恵楓園の増床計画、菊池医療刑務所の設立に伴う絶対隔離政策を背景として起こった事件である。M夫は裁判所構内の通常の法廷において裁かれることなく、死刑判決が言い渡され、そして死刑が執行された。裁判所は、刑事被告人でさえもハンセン病患者を療養所外に出すことを認めなかったのであった。

第一審で死刑判決が言い渡される頃、「らい予防法」改正反対闘争の中から始まった「公正裁判要請運動」は、療養所内の患者のみならず、多くの人々を巻き込んで、「F・M夫を救う会」(一九五八年)までに発展していた。藤本事件の本質は、ハンセン病患者に対する社会的偏見と、国のハンセン病政策の過ちによるものである、というのが彼らの見方であった。

本稿は、「事実の解明」という観点から、藤本事件を取り上げる。そこで明らかにしようとすることは、ハンセン病であるがゆえの差別・偏見が、公正な裁判を行えるような状況ではない条件の下で、いかに訴訟法上の真実性に欠ける証拠に基づく事実認定に影響を及ぼしたかということである。

そのための方法として、藤本事件の一件記録その他資料をもとに、訴訟プロセスの再構成を試みる。ただし、事実を明らかにするというだけでなく、ハンセン病隔離政策が司法プロセスに与えた影響の検証または見直しとい

う視点から行う。このことは、現在の検証作業の動きとも合致するものでもあろう。すなわち、「らい予防法」違憲国家賠償請求事件に対する熊本地裁二〇〇一年五月二一日判決(以下、二〇〇一年熊本判決という)が確定したことを受け、今後検討すべき課題として、隔離政策などの真相究明等が掲げられたが、とりわけハンセン病政策の歴史と実態について、科学的、歴史的に多方面から検証を行い、再発防止のための提言を行うための第三者機関として検証会議が設置されることになった。そのうち二〇〇一年九月に設置された研究班は、報告書において、「日本型隔離政策の下での被害の全体像と、国家・社会の構造を明らかにする」とした上で、①隔離政策の開始と療養所の実態、②無らい県運動の推進、③関係学界の役割と責任、④らい予防法廃止までの過程など、ハンセン病問題の真相解明のための検討課題として二五項目を挙げた。そして検討課題の一つとして「藤本事件の真相」が盛り込まれ、「F・M夫はハンセン病患者であるが故に、隔離収容政策のもと、国民として裁判を受ける権利さえ十分には保証されず、殺人罪により処刑された。十分な審理もなされず、無実の訴えは無視された」と指摘し、裁判の審理過程や、マスコミ報道の検証などを求めているからである<sup>(2)</sup>。

本稿の内容は以下の通りである。まず、藤本事件の概要及び背景と、第一審までの過程を確認する(一)。参考人を中心とする供述調書をやや詳しく見ていくのは、事実認定が主にそうした参考人等の供述調書に基づいて行われていると考えられるからである。次に、第一審における訴訟手続の問題点を指摘し、訴訟手続の問題点が、控訴審以降も解消されることがなかったことを確認する(三)。次に、控訴審以降の流れと公正裁判要請運動の動きを中心に、藤本事件の問題点を確認し(四)、最後に、憲法的視点から見た藤本事件の問題性及び藤本事件の見直しについて触れることにする(五)。

改めて言うならば、本稿は、事実の確認に重点を置くものである。これまで藤本事件を詳細に扱った研究はほと

んどなく、裁判の過程で「救う会」から出版された『予断と偏見の裁判―藤本事件―』(一九五七年)、『被告人F・M夫 単純逃走殺人事件公判調書』(一九六一年)が見出されるのみであり、<sup>③</sup>まずは事実を明らかにすることで、理論的検討の材料を提供することとしたい。

なお、本稿では資料の扱いに関して、実物に則して方言あるいは誤字についてもそのまま書き起こしている。また関係者の氏名に関しては実名で論じることにした。このことは、事実を事実として語らしめるだけでなく、検証に資するためでもある。

(1) 二〇〇一年二月二五日の、厚生労働省とハンセン病違憲国賠訴訟原告団協議会、同全国弁護士連絡会及び全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)による確認書。

(2) 厚生科学研究費補助金・特別研究事業(平成二二年度研究報告書)「ハンセン病施策の検証と将来に向けた対策の構築に関する研究」(二〇〇二年四月)。

(3) なお、小説として、冬敏之「藤本事件」(第一回〜二〇回・完)『民主文学』一九七四年一月号〜一九七五年八月号がある。また流れを確認するものとして、菊池恵楓園自治会五〇年史(一九七六年)九八―一〇三頁。

(追記・なおインターネット公開分に関しては、地名・氏名をイニシャル化している。利用者のご了解を賜りたい。)

## 二 藤本事件の概要及び経過

藤本事件とは、熊本市の東北約三〇キロ、阿蘇外輪山鞍岳の山あいにある熊本県菊池郡 日部落 でおきた二つの事件を呼ぶ。

## (二) ダイナマイト事件

一九五二年八月一日午前二時頃、H（当時四九歳）宅にダイナマイトが投げ込まれ、Hと二男が軽傷を負った。そしてこの「殺人未遂、火薬類取締法違反」で近くに住むF・M夫（当時二九歳）が逮捕された。

第一審判決によると、被告人F・M夫は「小学校入学後間もなく父と死別し家計も貧しかったので僅かに一年終了後退学し、その後は熊本県菊池郡S村の自宅に於て専ら弟妹の子守等家事を手伝い、一三

歳の頃には実母を扶けて百姓仕事も一人前となり、爾来農業に勤しんでいた」のであった。ところが、「昭和二五年一月二六日頃突然同村役場を通じて熊本県衛生部より被告人に対し癩病疾患の為翌二六年二月七日より国立療養所菊池恵楓園に収容する旨の通知を受けるや愕然として、自己の悲運を痛くなげくと共に実家の将来事とも強く懸念され家族ともども悲観にくれているうち、遂には恵楓園に這入って生きんより寧ろ死んでしまおうとまで覚悟したものの、思案の末今一度右病名を確かめんと思い立ち、同年一月一五日頃無断家出し転々として北九州方面の皮膚科医の診断を受けて廻り、右疾病に非ざる旨の証明書等三通貰い受け、これを以って世間の疑惑を晴らし得べしと考へ、喜び勇んで同年二月一〇日頃帰宅し祝宴まで催して人々にその旨伝え、心気一転して再び農業にいそしみ始めた矢先同年二月二四日頃更に県衛生課より村役場を通じ、五月までに右恵楓園に入園せよとの通知を受け再び悲境に陥るに至った」と、M夫が自覚症状のないまま、突然らしい患者であるとの通告を受け、らい療養所への入所勧告を受けるに至った経緯が述べられている。そして本件犯行の動機は、この県衛生部の要請に対してM夫を患者として報告したのがかつて村役場の衛生係をしていたHであったため、「かかる悲境に陥ったのは、総て同人の隠密の仕打ちによるものと邪推し、同人を深く恨み性来気が荒く執着深い性格なため同人に対する痛憤は日を経るにつれて昂り其の仕打ちに対する怨嗟の情はいよいよ深刻となり、遂には同人及びその家族を殺害し

以つてこの怨恨を晴らさんと企て」たものであると認定されたのであった。

実行行為については、怨恨を晴らそうと「機会を狙っているうち同年八月一日午前二時二〇分頃右 H 方玄関に至り玄関に通ずる表六畳板張りの蚊帳の中に右 H 及びその妻子五名が就寝しているのを見るや、この機に同人等六名を殺害すべく決意し直ちに長さ二米四〇糶余の竹竿の先端に茶色縞黒布切れ及び紙紐を以て縛着せるダイナマイトに雷管を装填しこれに接続する導火線に蚊取り線香を以て点火したところ表側から二女 (一五歳)、

長男 (一二歳)、二男 (五歳)、右 H(四九歳)、三男 (一歳)及び妻 (四二歳)の順序に就寝せる該室の右 H の枕元附近をめぐけてこれを差入れ、同人の頭部より約三〇糶の処に於て突如右ダイナマイトを暴発せしめて同人等の殺害を図つた」とされたが、「ダイナマイトなどは見たことも手を触れたこともない」M 夫がダイナマイトの使用方法を知っていた形跡もなかつた。また犯行に使用されたダイナマイトは戦前に作られた古い軍用ダイナマイト(陸軍岩鼻火薬製造所)であり、一般に流通する鉱工業用のものとは異なる特殊なものであったが、その入手経路も明らかにされなかつたのであった。

「種々考えてみましたが、F・M 夫より恨まれている以外には心当たりがない」「犯人は私の考えでは前述の F・M 夫以外にはないと思います」「私を自分の一家の仇と恨んで皆殺しにしよう」と計画する事は考えられない事でもありません」とする被害者 H の供述により確かな証拠もないまま M 夫は事件から二日後逮捕された。M 夫の逮捕後、被告人の母 の「食糧管理法違反容疑」で自宅捜索が行われ、物証として、犯行現場に残存していたものと同じものが被告人宅にあったとされたが、第一回目の自宅捜索時には何一つ発見されず、第二回目の捜索によりタンスの中から発見されたのであった。捜索に立ち会った母親は「後で原の駐在に呼び出されて導火線を見せられ、これがあったと言われましたが、警察官がタンスから導火線を探し出した手元は見えていないし、そんなものは

家にありませんでした。」<sup>⑧</sup>と言う。

このような事実認定のもとで、一九五二年六月九日懲役一〇年の判決が言い渡され、M夫は無実を主張し、福岡高裁に控訴した。

控訴審においては、弁護人石坂繁(私選)は「本件の動機として判示されているように、被告人は被害者 H 等を殺害しなければならぬほどの怨恨は持っていなかったし、事件発生前の昭和二六年七月二六日の夜、被告人の住家の南側崖下の谷川附近において、ダイナマイトの爆発の音がしたことを以って本件犯行に使用されたダイナマイトを被告人において試験したものと疑うに足りる証拠は存しない」と主張したが、「被告人に殺害の決意を生ぜしめたと言明せしめるに十分なる情があったことが認められ」と認定され、また「物的証拠のうちダイナマイトを被告人が所持していたものと断定するについて、その入手経路が明確にされていないし、女竹は被告人の部落の山には到る所に存在するものであり、導火線、蚊取線香、布切、紙紐等についても犯行現場にあったものと類似のものが被告人の居宅にあったとしても、その同一性分、同一品種のものは他にも存在しうるので、これ等諸物件の存在を以て直ちに被告人の犯行と速断することは出来ない」との主張に対しては、「本件犯行現場にダイナマイトの爆発残り及び雷管の破片が存在しており、また現場に遺留されていた導火線、女竹及びその破片、紙紐と同一種類の導火線、女竹、紙紐並びに現場に残存した黒地に茶縞の布切と同一布地と、同一布地と認められるズロース、モンペボロ切が、いづれも被告人の居宅に発見されたことが明らか」であり、「ダイナマイトの入手経路が明確を欠く嫌いがあることの一事は未だ認定の妨げとならない」。さらに「証拠収集の過程において、仮命多少の非違があったとしてもこれを本件事実認定の資料としたことに何等の支障はない」と述べ、控訴を棄却したのであった。<sup>⑨</sup>

## (二) 藤本事件の背景

### 1 無らい県運動

藤本事件の背景には、戦後行われた「第二次無らい県運動」の影響を指摘しておかなければならない。

戦前に確立されたハンセン病患者に対する「絶対隔離絶滅政策」は、戦後もそのまま維持・強化されることになる。一九四九年六月の全国療養所所長会議において、「第二次無らい県運動」の実施が決定され、療養所の収容力の増強と患者の一斉検診により、未収容患者の収容徹底を図るとされたからである。二〇〇一年判決が言うように、ハンセン病者に対する差別・偏見の源泉は、この「無らい県運動」にあり、無らい県運動の徹底的な実施が、ハンセン病が恐ろしい伝染病でありハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在であるとの認識を強く根付かせることになったのである。<sup>10</sup> これにより作出・助長されたハンセン病に対する社会の差別・偏見の目を避けるため、あるいは療養所が独占していた特效薬プロミン等による治療を受けるために、ハンセン病患者が、隔離施設への入所を余儀なくされるといふ構造が確立されたのであった。<sup>11</sup>

一九五〇年四月二二日付の厚生省公衆衛生局長から各都道府県知事宛の文書「らい予防事業要領」は、①ライ予防ブロックの編成(全国を一〇のブロックに分ける)、②ライ予防技術向上、③一斉検診の実施、④患者の収容を要請し、「昭和二五年度においては、国立ライ病床は二千床増床する予定であるから、検診時決定した入所順位に従って伝染の危険が大なるものより、担当療養所、ついで近接療養所に入所せしめること」とされ、増床によるすべてのハンセン病患者の収容を前提としていた。

こうして国立「らい」療養所の増床が決定され、全国の療養所合わせて一万床の割に当たる千床の増床が予算化され、しかもそのすべてが恵楓園に集中されることになった。一九五〇年八月から始まった建設作業によって、

翌一九五一年六月一〇日、収容能力二二〇〇名の「世界第一のライセンター」<sup>12)</sup>が完成したのである。

この増床計画に合わせて、菊池恵楓園内に定員三〇名の刑務所がつくられようとしていた。<sup>13)</sup>「患者が療養環境の明朗化を期して努力している時、所内に刑務所を設置することは人間性を無視した行為であり、精神衛生の面から見ても、恵楓園の致命的欠陥となるものだ」と自治会は反対した。<sup>14)</sup>しかし、患者居住地区は避けられたものの一九五三年三月隣接地に定員七五名の菊池医療刑務支所が完成した。<sup>15)</sup>この「世界第一のライセンター」と刑務所の出現の中で、「藤本事件」<sup>16)</sup>が起きていくのである。

## 2 入所勧告

県は増床した分の患者数を確保する必要があった。「療養所は大きくなったが、入所する患者が増えないので患者を入れてくれ」とする県に対する療養所側の要請、また厚生省より「できるだけ患者を収容しろ」との通達指示のもとで、県は「らい」患者狩りを開始する。<sup>17)</sup>

そのような中で、F・M夫は、一九五〇年二月二十六日、翌年二月までに恵楓園に入所するようにとの通知を受けると共に、一九五一年一月九日付で以下のような文書を受け取っていた。

予十七号

昭和二十六年一月九日

熊本県衛生部長

F・M 夫殿

## 国立療養所恵楓園への入所について

標記の件について先に貴方の病状が如何に進行しているか、又その予防方法等生活状態を恵楓園医員と係官をして調査せしめたのですが、各人の病状によつては、軽、重症或は全く治癒しているように見受けられました。が、衛生的、医学的見地よりして、この病気は結核と同じく遺伝性のもではなく、明らかに伝染病であつて、外の急性伝染病に比べて伝染率は弱く然るに何時しか知らずの内に家族内又は近親者度々出入りしている者に伝染しており、その潜伏期も各個人の体質上一概に云えず、兄弟姉妹間でも体力の弱かった貴方が不幸にして罹患されたのです。

然るに当方としても貴方々を一時も早く療養所に入所させて療養生活を明るく過ごされるよう努力していたのであります。が、御承知の如く財政の緊迫でそこ迄お世話出来なかつたのですが、その後厚生省及び関係官の尽力によつて菊池恵楓園が一千床増加せられ、(現在は全部で二百床)設備としては患者の希望も入れられて日本一を誇る大療養所として発足している状況なのです。一方貴方々の家庭に対する事情は当方としても充に分に了解されるのですが、将来の貴方の生活上及び家庭の状況並びに公衆衛生上を考慮して指示の時日に入所されるため、自動車を附近(希望によつては場所を変更するので役場まで連絡すること)まで派遣させるので、早く入所して明るい療養生活を営められるよう希望するものであります。

御参考迄申添えますが、貴方々としても、しばしば家族との面会もされたいことと思ひ、熊本県内の療養所が好都合と考慮して指示したのですが、おくれれば遠く岡山県へ送られるおそれもあり、又指示に反すれば強制的入所となるので当方としてもこんな手段は万止むを得ん以上は好ましくないので、貴方々としても当方の意中を充分御賢察されて健康で明朗な郷土建設に御協賛下さる様お願いします。

ついでには、入所のことは貴町村役場係員が承知しているので連絡のため訪問の際漏れなく聴取されて準備しておかれ

るようお願いします。

記

収容の日時及び場所は町村役場に指示します

当時 S 村には M 夫の他に一名の患者がいたが、県に報告されたのは M 夫一名のみであった。M 夫は言う。「ラ イ患者を出すことは、部落にとつてあまり名誉なことではない。しかし、だれかを出さなければならぬが、他の患者の家は裕福だったので貧しい私が人身御供には、いちばん適当だったのだ」と。

### 3 らい予防法の成立

参議院では、新たなハンセン病政策を検討するため、厚生委員会に「らい小委員会」が設けられたが、一九五一年一月八日、同委員会において、林芳信多磨全生園長、光田健輔長島愛生園長、宮崎松記菊池恵楓園長を含む五人の参考人からの意見聴取が行われた。いわゆる三園長発言(三園長証言)であり、順に林、光田、宮崎の発言である(一九五一年一月八日第一二回国会参議院厚生委員会議録)。

大体一万五千の患者が全国に散在して、そのうちただ今は約九千名の患者が療養所に収容されておりますから、まだ約六千名の患者が療養所以外に未収容のまま散在しております。でありますから、これらの患者は周囲に伝染の危険を及ぼしておりますので、速やかにこういう未収容の患者を療養所に収容するように、療養施設を拡張して行かねばならぬと、かように考えるのであります。

癩は家族伝染でありますから、そういうような家族に対し、又その地方に対してもう少しこれを強制的に入れるような方法を講じなければ、いつまでたつても同じことであると思います。(中略)手錠でもはめてから捕まえて、強制的に入れればいいのですけれども(中略)ちよつと知識階級になりますと、何とかかんとか言うて逃がれるのです。そういうようなものはどうしても収容しなければならぬというふうの強制の、もう少し強い法律にして頂かんと駄目だと思えます。(中略)今度は刑務所もできたのでありますから、逃走罪というような罰則が一つ欲しいのであります。それは一人を防いで多数の逃走者を改心させるというようなことになるのですから、それができぬものでしょうか。(中略)日本の学者といえども、神経癩は移りはせぬ、それは外へ出してもかまやせぬというようなことを言う人があるのであります。それはもう少し病源というものを追究して行けば、神経癩であろうと、癩と名のつくものは私どもはやはり隔離しておかねばこれはうつるものだというふうを考えるのであります。

癩の数を出しますことは古畳を叩くようなものであります、叩けば叩くほど出て来る。従来どうして古畳を叩かなかつたかと申しますと、叩いて塵を叩き出すと、塵のやりどころがない。病床はいつも満員で、実は私どもの所も満員続きでありまして、折角きれいにしようとしても叩いた塵を持つて行く所がない。それで衛生当局は幾ら叩き出しても始末に困ると、むしろ叩かないでそつとして置いたほうがいいということを言われます。そう言われますと、受入側である療養所側は何とも言いようがないのであります、幸いに衛生当局におかれましては今春に癩病床の画的な拡張をして頂きまして、この点の解決は漸次進みつつあると思います。(中略)癩は努力すればするほどそれに比例して効果がるものだと思っております。反対に折角やった癩予防対策も中途半端なものでありますれば、いつまでも解決いた

しませんで長く禍根を残す。癩問題はやるならば徹底的にやるという方針をとって頂きたい。(中略)徹底的にいわゆる完全収容、根本的に解決をして頂くということにして頂きたいのでございます。(中略)戦争状態の回復に従いまして癩も又当然減少して来るとは考えますが、この際癩予防対策の度を決して緩めないように、最後の完全収容に向って努力を傾注して頂きたいのであります。(中略)現在の法律では私どもはこの徹底した収容はできないと思っております。それは今の法によりますと、もちろん罰則はついておりませんしいわゆる物理的な力を加えてこれを無理に引っぱつてくるといふことはできない。手を拱いてみておらなければならぬ。いくら施設を拡充されましてもいわゆる沈殿患者がいつまでも入らないということになれば、これは癩の予防はいつまでたっても徹底いたしませんので、この際本人の意思に反して収容できるような法の改正ですか、そういうことをして頂きたいと思っております。

三園長は以上のように、強制隔離政策の有効性と患者収容の強化を主張し、結果としてそれは新法の内容に反映されることになり、また、その後のハンセン病行政にも大きな影響を与えたのであった。こうして一九五三年八月一五日に公布施行された「らい予防法」は、絶対隔離絶滅政策の継続を法的に確認するものとなった。<sup>22)</sup>

### (三) 殺人事件

ところで、M夫はダイナマイト事件で逮捕後、菊池恵楓園内にある菊池拘留所に収監されていたが、上記控訴審中の一九五二年六月一六日、看守の目を盗み拘留所を脱走した。<sup>23)</sup>

M夫が逃走したということは、新聞、ラジオで報道され、M夫の家族や親類の家には警察官や拘留所の職員が泊まり込み、村には警官隊が動員され、S村は村始まって以来の大騒ぎになった。そのような中の七月七日午前七

時頃、 S 村 の路上で H が全身に二〇数カ所の切刺傷を負い、殺されているのが発見されたのであった。村人や警察は、犯人は「M夫だ」とすぐに推測し、大がかりな山狩りが実施された結果、同月二日、村から一〇メートルほど離れた小屋にひそみ、実家に近づく機会を待っていたM夫が発見され、畑の中を逃げようとした彼は警察官に拳銃で撃たれ、倒れたところを「単純逃走、殺人容疑」で逮捕された。

一九五二年七月一日に請求された逮捕状による被疑事実は「被疑者は菊池郡合志村菊池恵楓園菊池拘置所拘置中、本年六月一六日午後〇時二五分頃園田看守の隙を窺い逃走しその後所在不明中の者であるが昭和二七年七月六日午後八時三〇分頃菊池郡 S 村 山道に於て通行中の同郡 S 村 H 満五〇歳を

七首様の凶器で突き刺し即死せしめその目的を逃けたものである」と記される。逮捕状請求のきっかけは、「事件のあった夜にM夫が来て、 H を殺してきたと話した」というM夫の叔父H・I次(五九歳)、大叔母H・M代(六五歳)の証言であった。当時病床にあったI次は、 H が死体となって発見された翌朝七月八日に逮捕された。家宅捜索を受け、古い日本刀があったという「銃砲刀剣類所持等取締法違反」がその理由であった。

七月八日付のH・M代の最初の供述調書を見てみよう。M代はひとり自宅をはなれて S 村の農協の組合宿直室において取調べを受けた。

(前略)

八、M夫と身内で私たちが恥になりますのでM夫のことを心配して、今頃どこでどうしておるだろうなど感えた事はありませんでした。早く捕まえられるとよか、死んでもすればよかたいと思っております。

九、唯今から六日(七月六日)の夜M夫が私宅に参りました事について申し上げます。

六日の夜、夕食を午後八時頃みんなで食べました。

そしてから孫の

G と G 2

が頭をつむと云うのでAが家の機械を出して摘まうとしましたが機械が悪くて切れないので、私が長男のS（私の隣家の家の機械を借りて参りましたが、それも錆びて切れませんので、嫁のBが私方の下のH・I次（私の姉の長男）の家に借りに行きましたが、機械が悪かったのだ） Y（私の甥の子供に当たります）の家のを借りて来たと言つて機械を持って参りました。その時は、九時を過ぎておりましてAはどこかへ出て行った後でありましたのでBがGとG2の頭を摘みました。

そしてから私は孫のG2を座敷の十畳の間に床を取つて添床しておりました。BはGと一緒に風呂に入つておりました。Bが二人の頭を摘んで風呂に入つていたので時刻は十時過ぎ頃だったでしょうか。

Bが私に向つて

「ばばさん外から男ん声んしたばいた」と云うので私は表扉の締めてあるのを開けました。そして外を見るとM夫が壁側に居りましたので私もびっくりして外へ出ると、M夫が私に向つて

「C（I次の息子）ば呼うじ来てくんなはり」と言つて、

長手の電灯を私に渡しましたが犬も吠えるのでM夫の渡した電灯は持った儘灯けずですぐ下のH・I次の家に行つてI次の息子が寝ていたので起してCに「M夫が今うちに来てあんたば呼ふじ来てくれて云うけん来たたい」

と云つて私はI次の家を出て私方に帰つたところ屋敷の納屋の裏の方からM夫が出て来ましたので屋敷の入り口の柿木の下にM夫とおりますとI次が小とぼし（ちようちん）を灯けて参りました。

Cは参りませんでした。

I次もそこに来た時は小とぼしは消やっていた様でありました。

其の時M夫が私とI次に

「WでHさんば殺して来た、Wのそばん道でHさんば待ったところがHさんが誰だろうか誰だろうか云うち自分のそばに寄って来たけんそんなとき腰のそばん切れもんが取り出しておったとんとそばに来たけんだまつてポーズと刺したところがHさんが倒れたけん踏んつけて切った裏向うに通った傷のあつた」と云いました。

其の時I次が

「何よそら死んだか」とびっくりした声で尋ねました。するとM夫は

「死んどったんなん」と云いました。

私はM夫に対して

「めしやどぎゃんしよったか」

と尋ねましたところ

M夫は

「米はT男(M夫の弟で H 部落の T の家に養子に行っております)がえええかり誰んおらんとき取ったそして河原に一番に居った。そしてからH部落ん上の方ん小屋おつた(この時私は T 方か M 方の裏田の小屋あるだろうからその附近と思ひました)

そしてから小川(A村)ん Mさん方ん上ん方ん山の小屋おつたH部落ん上ん方ん小屋に包丁ば差してあるけん家の者(M夫の家の者)に取りに行くごつ云うちくんはなり

そして俺あ縁家内には迷惑かけん自分のこつは自分です。どぎゃんたったつちやよか逃ぐる」

とも云いましたが包丁の事は今日までM夫の家の者人には知らせません。

こんな話をしてもか、M夫は電灯を取って下の方へ下りましたのでI次と別れて私は家の中に入りました。

そしてBにその話をしました。

Aはやがて帰りましたのでAにもその話をしました。Aは

「包丁んこつなんて言うてやらんでんよかかまたこつかな」と云いました。

私がI次を呼びに行った留守に表扉の外から石けん貸してくれと云うたからBが「石けんのこまかかけらばやりまし」と翌朝私に話をしました。

九、電灯は消やしてI次の小とほしも消やしておったので月光りが少しだったので、M夫の服装もはっきり見えませんでした。

顔はひげが大分黒く生えて伸びておりました。

服類は着ておりましたが上衣の方は紺か黒の様でありました。

ズボンも白色ではありませんでした。

左手に一尺くらいのを布で巻いたものを持っていたので大方切れもんだろうと思いましたが何か尋ねても見ませんでした。

この切れもでHさば殺したつだったらうと私が一人で感えました。

(以下略)

このH・M代の供述翌日の七月九日付のH・I次の供述調書である。

一、私し只今申し上げました本人に相違ありません。

二、私しの甥に当るS村

F・M夫のことで

今迄で警察の方で御尋ねを受けておりましたがどうしても今日に至るまで本当なことを申し兼ねましたが申し訳ないと思っております。

三、もうこうなつて何にお隠ししましょう。

知つてゐることはここで全部申し上げて終います。

勾留中の警察署内で取られた供述調書は以下のように続く。

四、七月六日の晩の十時半頃に「A」の母M代が私し宅に来て

息子C嫁D

にこんなことを云つてきたそうです。

私しは、その頃は孫のG3を抱いて寝すんでいたので、今M夫がHは

「やつけた」と云つとて来とるけん「おとうさん」起きて行つて見なつせと云つて寝すんでいる私しを嫁のDがゆ

り起こしたようでした。

それで私は目がさめて着物をきて表へ出てみましと、知らせに来たM代は私し宅を出た後でした。

私しが家を出ていく時に C は、M夫は、M代方の馬屋のそばにきているとおしえましたので、そこに行きますと、

「ここ」「ここ」と「M代」がM夫の居る所を教えて呉れました。

五、M夫が居た場所は「M代」方の馬屋の東角でありました。

M代がこここと云った時に角からM夫が私しのそばによってきて

「おっさん」あんたどん達には済まんと云つて頭を暫くは上げきらんだった。「どうせ」自分は「あすけ」入っとっても

体が「すい弱」して終つて自分は死なにゃんから、あるこを出たそるけん「あすこ」で死ぬよりも山の方で死んだ方が

よか

H「ゆえ」あんなどころに入らにゃんごつなつたので、Hをやつつけてしまったから自分も死ぬると言いました。その

場所で

M夫は「ドス」は拔身の尽で光つていて「ドス」の長さが

五、六寸位どまあると、思つて見ました。鞘には納めていませんでした。

「ドス」は、右手に握っていました。

六、Hを殺した状況を話して見れと尋ねますと

殺した場所は、H部落の、上の方の道路に腰を掛けとつたりや

誰れか誰れかと云ふて近寄つて来たけん「おるば」見知つとるか云うたごつ御座居ました。その後速ぐ Hば突いた

と申しました。

その時

私はM夫がこん長さ突いたと云って「ドス」を(板様)に握って見せました時に見たのであります。

七、ドスの出た先は、どこか知りません。ゆうと死んだかと私しが聴きますとM夫は、こん長さ突いとるけん死んどるくさいと話してきかせました。

そのから

小川の山さん行くけんH部落方さん早よう行くと弟F・T男が殺したようにかぶらじゃんけん自分な小川山に行つて一週間ばかり様子を見てから刑務所の方で死ぬるよりも山で死んで「きゃおる」一週間は死なん。

(こんな)事を申しましたのは私しが人を殺して生きておられるかどうせ二つに一つたう自首するか死ぬるかたう。と云って聴かせましたのでそんなことを申しました。

(以下略)

本事件で証拠採用された供述調書三六通のうち、殺人事件に関するものは一六通でそのすべてがI次とM代及びその家族によるものである。その中でM夫が逮捕される以前のもは七通あるので、確認しておこう。

A (M代の息子)の供述(七月八日)

(前略)

午后一時半頃自宅に帰ると、家族は皆寝ておりましたが、母の (M代の別名II筆者注)が起きて来まして玄関左七

畳の板の間で私に話しましたが

午後一時半頃玄関外よりAちゃんAちゃんと呼ぶので母が誰だろうかと思つて外に出てみるとM夫であつて、Hしゃんを殺して来たと言ひ、母が今迄何処に寝よつたかと聞いたらしいのですがM夫は小川の ( T の娘) の嫁先の小屋に一週間位とH部落の上の T と M の田の間にある小屋にと河原(河原村の意)にも居たと云つていたとの事であつたと私に言ひました。

M夫がHさんを殺したのは、母は両手で五、六寸の長さを示し短刀で殺し最後にのどを突いたら後までとほつたとも云い又石けんを貸せと云つたので私の妻は恐ろしかったので小さな石けんのかけらを貸したか、石けんは返したか持つていつたは私は聞いておりません。

M夫は布包んだのを持つていたのであれば短刀であつたらうとの事であり、私は母に

M夫はもう死ぬと云つたかまだ逃けると言つたかと尋ねました処M夫は自分が死んでしまえばT男や家に心配をかけるから自分はこの事が片づくまでは死なると言つた想ですから、何処かに逃げていると思ひます。

(中略)

Hさんを殺したのはM夫に間違はなく兇器は短刀ではないだらうかと思ひます。

(中略)

今迄に述べた内で短刀と云つたのは私の推量であり母は長さを示してこの位のものを持つていたと言つて短刀とは云つておりませんので訂正します。

B (Aの妻)の供述(七月八日)

(前略)

私はM夫さんが最初「下んCば呼うじ来てくれ」と云ったので姑は下のCさん呼びに行つたと思つていたので姑に「下んCさんは来なはつたな」と云いました。すると姑は「Cも来たばってんぢいちん(1次)も起きて来らした」といいました。そしてから

「M夫がHばやったWの下ん方の道でHがW行きよつたところば待つとつたところHが誰だろうか誰だろうかて寄つて来た、そんとき腰のところから切れもんば出しよつてとんとそばに寄つて来た時ポスト刺した時ハッター倒れたけん足で踏みつけち切つた一刺しば裏向うに通つた」とM夫が云うたそんな時下のぢいちん(1次)のM夫に「ほんなこつ死んじやおつたるか」

と云うた時M夫は

「死んだなも」

て返事した、そしてM夫は

「俺がこつは自分で片付くる縁家には世話やかせん自分なもうどぎゃんたつちゃかもはん只俺もう逃ぐる今まじや小川(A村) がへんこまか小屋におつた M がへん小屋にもおつたそこに包丁一丁置いとるけん内ものんに取り行くでつ云うてくれ河原の小屋にも居つた」

と云うたそして

「布に包んだ一尺くらいの切れもんのごたつをば持つとつたけんあつてばし殺れたつたるか」て姑が話をしました。そしてから私は部屋に入つて子供とねました。

C（I次の三男）の供述（七月八、九日）

（前略）

M夫は昨年八月捕えられて以来、私方には一回も来た事はありませんでした。が一昨日の夜十時過ぎ頃私は部屋の六畳の間でねむっておりました。

弟一人勉強して起きておりました。

父母や私の妻もねむっておりましたところ私の家のすぐ上の

H・M代（私の父の母の妹に当たります。）

が家の中に入って庭から

「オイ 一寸一寸」呼んでおるのでびっくりして起きて見ました。

するとM代が私に

「M夫が内に来とるそしてぬしば呼ぶじくれて云いよるけん来てくれ」と云いましたので私はその時

「M夫は恵楓園から逃げて来とるけんかかり会いになつては大切」と思つたのでM夫に逢いたくないので父のI次を起  
こしました。

父にM代が

「M夫が来とるけん」と云っておりました。すると父もすぐM代と一緒に家の外に小とほし（ちようちん）をつけて出て  
行きましたそして十分間もたたない位の時間で帰宅しました。

そして私に父が唯

「M夫が来とったけん逢ふち来た」

と云ってすぐ寢床に入りました。

(以下略)

一、F・M夫の事について昨日まだ言うて居ない事がありますので其の事について申し上げます。

二、実は六日の夜は寝ていましたら午後十時頃と思いますが上のM代叔母が来まして

「C、一寸一寸」

と裏の方から入って来て庭から声をかけますので起きて、たまがつて上り口まで行きました。二階で勉強していた弟も降りて来ておりました。

三、M代叔母は「M夫が来とるけんわりば一寸来て呉れてちだったぞ」

と云いましたので私は今迄何も関係はしておらんから親父をやろうと思つて親父を起こしました。

四、其れで親父はたまがつて起きて行きまして十分も経たぬ内に帰つて来まして寝ていた私を起こしまして、

「M夫がHをやつて来たてち言うて来とるがお前に T男 の内までその事を知らせに使いに言つて呉れてちぞ」と云つて顔も青くなつていました。

五、然し私は今迄此の事に關係もしていませんし行こうとも思いません又行く力もありませんでしたがまあ一応上のAの内まで行つて話して見ようと思つて行きましたら

Aも

「行かん方が良からう。かかわり合いにでんなるなら」と云いますので私は帰って休みました。

(以下略)

D (Cの妻の供述(七月九日))

(前略)

六、其の後七月六日の夜、午後十時頃だったと思いますが、私達はもう休んでおりましたら上のAさん方のM代叔母さんが来られましたそうで二階で勉強していた弟が私の主人Cを起しに来て「M夫さんが来とるてちばいた」と云いましたので私は目を覚ましましたが主人は起きて上り口の所に行つてM代叔母と話しておりましたが(私には何の話か聞えませんでしたが)話声でガヤガヤして、父も起きて行つたようです。

七、そうしてから父はAさん方に出て行きましたが、十分位して帰つて来ましたから、主人に何とか話をしておりますが私の主人は又出て行きました。

八、そうして五分位して帰つて来て休みましたが何の話も聞きませんので私は何の事だったか知りませんが、其の翌日、主人が午後一時頃にIさん方に俵を借りに行く途中にH部落から「Hさんが殺されなはったてち、言うてたよりつけて来とられた」と聞いて来たので帰つて話しましたのでたまがりました。

(以下略)

七月八日死体の解剖に当たった熊本大学教授世良完介が「凶器は刺身包丁ではないか」と述べたこと(後述)、さらにI次とM代の右の供述をもって、警察は七月九日、凶器を「包丁」と断定し(捜査報告書記載)、包丁の捜査を行ったところ、包丁が発見されたのであった。以下はその捜査報告書(七月九日)である。

#### 捜査報告書

七月六日午後十時頃被疑者 F・M夫が H・M代に対し、包丁を浦の小屋に置いてあるから、直ぐ取りに行く様に実家に云ってくれという意味の H・I次の供述にもとづき該包丁の捜査を為した処左記の通り発見領置したので報告する。

#### 記

一、被疑者が陰匿していると称する凶器(包丁)の所在の発見について H 部落並に W 部落及び T 部落方面の原野に点在する農小屋を精密捜査したるに、渡打部落と戸城部落の殆ど中間、犯行殺害現場より徒歩にて約十分位の原野の麓に所在する、被疑者の伯父 T 所有の物置小屋を発見した。その小屋は一坪位いで竹瓦葺き周囲はずす竹にて壁をなし僅か三尺位の出入口一ヶがあるばかりであった。

内部には藁四、五把が入れてあり、人が住んでいた模様はなかった。然し詳細に捜査したところ、出入口より向って右側の竹壁の上部に切り先を下方に向けてさしてあった。

刃渡七寸片刃の刺身包丁と目されるものを発見した。又物置小屋に向って右側物置小屋より約三尺位離れたるクノ木の根本に横倒しにしてあったサイダーびん一本(内容に油と思われるもの僅かに入っていた)を発見したので共に領置した

M夫は、既に述べたように、殺害事件から六日後の同月一二日、逮捕された。M夫はこの逮捕の際に右前膊貫通

銃創並尺骨に複雑骨折の傷害を負い、手術後その痛苦の中で取調を受ける。以下は当日の「弁解録取書」である。

弁解録取書

住居並びに職業 通常逮捕手続書記載の通り

被疑者 F・M夫

大正二十一年七月一八日生(当一九九年)

本職は昭和二十七年七月一二日午後五時〇分頃隈府地区警察署において右の者に對し逮捕状記載の犯罪事実の要旨及び弁護人を選任することができざる旨を告げた上、弁解の機会を与えたところ任意左の通り供述した

一、只今お読みに為りました逮捕状に書いてあります様に昭和二十七年七月六日午後八時三十分頃菊池郡 S村

追の口の山道で歩るいて来た S村 の H 五十歳位を草切り「ガマ」で突き刺して殺した事は間違いあり

ません

二、昭和二十七年六月十六日午後零時二十五分頃菊池郡合志村の熊本刑務所恵楓園拘留所を逃げ出しました

三、私を癩病患者にしたのはもとを云えば H がした事で H を私は何時も怨んで居りました

四、弁護士さんは今度は別に雇いません

五、字は書けませんから書いて(氏名)下さい

被疑者 F・M夫

右の通り録取して読み聞かせたところ誤のない事を申立て本係代書して指印した

隈府地区警察署

司法警察員警事補

珠林 兼三郎

#### (四) 供述および鑑定

##### 1 I次・M代の供述

I次、M代の供述によれば、M夫の服装その他に異常はなく、また殺害の仕方の問答、又その後の家族の対応も、「まるで他人事のような表現である」<sup>28</sup>ことが見て取れよう。

捜査報告書には「F・M夫がH・M代に対し、包丁を浦の小屋に置いているから、直ぐ取りに行く様に実家に云ってくれという意味のH・I次の供述」とあるが、M代にもI次にもそういう供述はない。

また、M夫が手にしていたものについて、I次は「ドスは抜身の尽で光っていて、ドスの長さが五、六寸位」(七月九日警察官調書)、「五寸くらいの七首の様なもの」(七月一日証人尋問調書)、「七首のような物を持っていました。それは光っている様に思います」(七月一六日警察官調書)、「七首のような物であると申しておきましたがこの点にはつきりしません。しかしこれは草刈鎌のように刃が弓なりに曲がったものではなかったようです」(七月一七日第二回檢察官調書)、「長さ一尺巾が八分位刃の所が六寸位の刃物だった様に思います」(「刃物であったという断言は出来ませんが、M夫が其の時『こつで。しゃあた(刺した)』と言いましたので握っている物は刃物だと思い込んだのであります」(八月三〇日警察官調書)、「M夫が持っていた切れ物のようなものは夜目にも光って見えたように思いますがそれは何であったかははつきりしません」(九月一三日警察官調書)と述べ、最初「七首のようなもの」と述べていたのが最後は曖昧になっていく。

またM代は、「左手に一尺くらいのものを布で巻いたものを持っていたので大方切れもんだらうと思いました」(七月八日供述調書)、「一尺余りの棒の様なものを持っていました。はっきりは判りませんでした。刃物ではなかったと思います。しかし光ってはいませんでした」(七月一日検察官調書)、「八寸位の刃物のようなものを持っていてぴかぴか(光る)しませんでしたので何かで包んでいたものと思います」(七月一日証人尋問調書)、「右手で電池を握り、左手に棒のようなものを握っていました。光りもなにもしませんでしたので切れ物のようなものではありませんでしたが、私はM夫がHを殺したと云う事を聞いてこれで刺したのかなと独りで想像しました。しかしM夫はこの棒のようなものを指してこれでHを刺した等とは決して申ししておりません」(九月一日検察官調書)、「右手に棒状の懐中電灯を持ち左手に一尺ばかりの白い棒の様なものを持っておりました」(九月一日証人尋問調書)、「左手に三十糎位の何か白いものを持っていましたが、それが刃物であったか何であったかはわかりませんでした」(一九五三年四月二日検証調書)と述べ、Hを殺したことを前提として供述しているのみで、凶器を手にしていたかについては判然とせず、最後は「白いもの」を持っていたとしか述べていないのである。

また実家への伝言について、「H部落の上の方の小屋に包丁を刺してあるから取りに行くように実家に伝えてくれ」(M代の七月八日供述調書)、「包丁をH部落の肥料小屋の土手にさしておいたからとりに入れてくれ」とCに頼んでくれ」(M代の一九五三年四月二日検証調書)、「M代が、M夫がHを殺したことをH部落の家に行ってくれと言った」(Aの七月一七日検察官調書)、「I次が、M夫がHを殺したことをお前にH部落の家に行ってくれと言った」(Cの七月九日供述調書、七月一七日検察官調書)、「Cに、M夫がHを殺したことをH部落の家に行ってくれと言った」(I次の七月一六日検察官調書)、「M夫が私に、関わり合いになるといけないからH部落に行ってI男に飯を持って来ないように言ってくれと言った」(I次の八月三〇日供述調書、九月二三日検察官調書)、「

「M夫は私に、H部落の上の方の肥料小屋の土手に包丁を刺してきたからそのようにH部落に伝えてくれと言った」  
 (M代の九月一日検察官調書、九月一日証人尋問調書)というように、それぞれに供述の矛盾が見られるのである。

## 2 被疑者供述

七月七日に死体の検案を行った医師信岡徳は、凶器は「鎌」と推定される<sup>22</sup>としていた。そして、M夫が発見された小屋からは、七月一二日の逮捕の際、草刈鎌が発見され、領置されていた。M夫は、これに沿う形で、逮捕当日七月一二日の弁解録取書及び第一回供述調書において、「草刈鎌」でHを殺害したことを認めている。以下は七月一三日の第二回供述調書の内容である。

### (前略)

五、それから私は山を歩いて居る中七月五日頃「子と」公判の翌日面会に来て呉れた母の事を思い出しせめて母親の寝顔なりとも見て行きたいと思いましたがその晩は何時もの様に山で休み翌日の晩昭和二十七年七月六日附近が暗くなつてから私は牧場(朝日野国営牧場)の上の山から母親が居る菊池郡S村の

F・M江

と会おうと思つてその方向に歩きました

そして同郡 W 部落の家のある下の道を通つて同村の H 部落の方に歩いて居りましたら

W 迫の口の山道

に來た処が向うの方から人が歩いて來ましたので私は相手が誰か別りませんのですぐそばの藪の中にかがみました。す

ると相手の者が私に「誰か誰かそぎゃん処に居つとは誰か」と云いましたのでわたしはその相手が

H

である事を知りました。それで私はすぐ立ち上りましたらHが持つて居た三尺位の棒で私の左の横腹を二回強く打ちました。それで私は相手が

H

であるし今度の公判でわたしが「ライ」患者として告げ出して居る事がはっきりわかりましたのでその後Hを怨みに思つて居た矢先に出合いましたので此の際に

H

を殺してしまおうと決心したのであります。そして私は右の腰に縄ひもでさげていた

刈鎌（草刈鎌）

を取つて「ツシカネ」（鎌と柄の接続した処）を右手に握つて三尺位前に立つて居た

H

の胸附近を一生懸命に強く突き刺しました。そして次々に私はHを突き刺しましたがHはひとしきりは倒れませんでした。すると間もなくHは地面に倒れましたが倒れてから私はHを刺したかどうか良く判りません。夢中になつて突き刺しましたので私は何回刺したか覚えません

その晩は暗かつて午後九時三十分頃だつたと思います

六、それから私は同郡 H R 部落の方に歩いて行きましたが最初その部落の

H・M代

方に行きました。するとH方はまだ起きておりましたので表戸を三寸位開けて「叔母さん叔母さん」と云って叔母を呼びましたら家の中からM代が「誰じゃるか」と云いました。それで私は「わたしわたし」と云いました。するとM代は「わたしじゃわからん」と云いましたので私は「ひたんおっさんば一寸呼んで来て来んなはり」と云いました。するとM代は私と判った様で表に出て来ました。それで私はM代に「下んおっさん呼んで来てくんなはり」と云いました。すると叔母は何が何か判らん様にしてすぐ隣下の

同郡HR部落

H・I次

を呼びに行きました。すると暫くしてM代が先に帰って私の側に来ましたがH・M代方の乾物小屋の前庭でM代が私に「わりやまだいきとつたかもう死んだろうと思ち世話やきおつた」そして更にM代は「わりやいきとつてち思うなら立派に刑は受ける親孝行せにやばちかぶるぞ」と云いました。すると其処に叔父のI次が来ましたがH・I次は私に「馬鹿づらか世間んちみろこの世の中に逃げのびると思うかこけた」と云いましたので私はI次に「わしが悪るかたばつてん養子ばもらちやつてくんなはりお母さんにあをうと思うばつてん合んけんもらちやつてくんなはり」と云って頼みました。するとI次は「馬鹿が養子のへつたくれのてちそんなんにいくか自分のぢばんはどぎやんなつとるか自分の立場ば考えちみれん世話ばかり出来るか」と云いました

それで私はI次に「そぎやんあんたは云うばつてんわしが親孝行も出来んだつたばつてんわしが悪かつたけん家の立つこつはしてくんはれ俺今Hばやつて(殺して)来たそつで死ぬるかしれん私しゃ死ぬる」と云いました。するとI次は私に「そぎやんこつば言わんでちや自分から云うち出れ自分で死んでちや言うち出ればどぎやんか順序がいくけん」と云いました。それで私は黙ってしまいましたでしたが暫くしてから私はI次に「家んこつは頼むけん」と云いました。

するとI次は私に「ぬしが頼みこんでちや家人もんなかつれ死にやせん」と云っておこり（怒る）来ましたので私はもう頼みにはならんと思いましたので「あんたどんば呼び出して悪かった」と云って其処を出しましたがその時 H を突き刺した刈鎌の柄の処の上を右手で握って居りました。刈鎌の柄は白の縋帯で巻いて居りました

それから其処を立ち去る時にM代から洗濯石鹸の使いかすの小さい物をもらって行きました

それから私は 部落の裏の山を通ってその部落から東と南の間の方向の山道を歩きました。そして牧場のある附近を通ってやや広い道の林道を歩いて原野の「ハギ」の木で寝みました

七、その途中で私はその刈鎌を山道の側の藪の中に投げすてましたがどの附近であったか私には判りません  
家を立ち去ってから夢中で歩きましたのでどの山をどう通って行ったかも全然わかりません。平山部落を立ち去ってから三時間か四時間位歩いてから刈鎌は捨てました。刈鎌を捨てたのはどう云うわけですてたか自分では良く判りません。ただ急いで逃げましたので鎌を捨てた処は覚えません。

（以下略）

しかしM夫は、この後七月一四日に菊池拘置所に送致され、そこでの検察官取調以降、殺害について一貫して否定していく。

### 3 鑑定

（1）血痕の附着についての鑑定<sup>29</sup>

九州大学教授北条春光が七月二八日に鑑定を行ったところ草刈鎌については、鉄錆は著明に認めるが、血痕検査

の結果は陰性であった。すなわち、凶器となるようなものでなかったことが明らかであった。被告人の白シャツ、帽子、白木綿シャツ、スプリングシャツについては、血痕の附着は認められなかった。一方、被告人が着用していたズボンについては、何れの方法においても反応は陽性であり、血痕の附着を認めた。タオルについても、赤褐色調の比較的広範な附着物が存在し、全ての試験方法において陽性であったとして、血痕の附着を認めた。また被告人の血液の付いた紙片及び被害者の血液の付いた紙片の鑑定を行い、これらについて血液型の検査を行ったところ、被告人及び被害者の血液型はA型であったが、ズボンについては「O型であるかAB型であるか或は型に無関係な他の原因のためそうなったのかも知れない」。タオルについては「血液型は断定的には云えないが強いて云えばA型であるらしくうかがわれる」。そして続けてこういふのである。「検査資料もそもそも不潔であるし又熊本で蒸気等により滅菌されたそうであるが何かしら不明の物理的科学的な或は雑菌等の繁殖等が影響してこの様な結果になったのではなからうかと思われる」。

## （2）短刀についての鑑定<sup>30</sup>

熊本大学教授世良完介は七月八日、死体の鑑定に当たり、凶器について「幅二・八糎内外、棟の厚さ〇・三糎内外、長さ一九・〇糎以上を算する鋭利なる刃器」と推定していた<sup>31</sup>。そして、八月二十九日、捜索の結果領置されていた短刀により H の創傷が生じたものとの推定ができるか、また短刀の血痕附着の有無についての鑑定を行ったところ、血痕附着は見出されなかったのであった。以下は、その鑑定書である。

## 鑑定

- 一、交付せられた検査物短刀について血痕附着せりとの証明が得られない。
- 二、右短刀は余が本年七月八日解剖した H の身体にある各創傷——切傷、刺傷——を生ぜしめるに最も恰当した刃器であり明らかに右短刀によつて生じたものと推定し得られるものである。

以上

#### 検査記録

(前略)

#### 三、血痕検査成績の批判

交付せられた可検査短刀に付いては各部に於て前項(第二項)の如く血痕附着せりとの成績が得られなかった。この検査方法は極めて微量の血痕に対しても確実に鋭敏な反応をするものであり、此反応に陽性の反応が得られなければ血痕として更に追及し得べき方法がないものである。而して一般に兇器に血痕附着しありたりとするも之を水に浸し水で洗い落とした場合等には血痕は水に溶解し去るものなるを以つてその後に血痕検査を行うも成績は通常陰性となるものである。

#### H の創傷との比較検討

昭和二十七年七月八日余が菊池郡 S 村に於いて解剖した H の身体——顔面、頸部、胸部、左右上肢にありた十ハケの刺創、七ケの切創(昭和二十七年七月一八日世良完介鑑定書)は其創縁、創面の性状及創洞の長さ等により刺創及切創は同一刃器に基づくものとし兇器は「巾二・八糎内外、棟の厚さ〇・三糎内外、長さ一九・〇糎以上を算する鋭利なる刃器」を用いたものと認めた(同鑑定書説明第一項同鑑定第二項)。之を今度交付せられた前記検査物短刀と比較検討するに此短刀の大きさは金属部の中二・二糎、棟の厚さ〇・三糎、長さ二六・三糎であり形状及大きき一致する。

然も H の解剖当時余の兇器推定事情を茲に詳述すれば最初同人の検視に立会い検屍した医師某によって兇器は「鎌」と推定せられていた。

余は解剖に着手し、同人の外表面顔面及頸部の創傷を順次検らべていった時、立会司法警察員国家地方警察本部の捜査課警部補長井喜熊氏を片隅に呼びよせ「兇器は鎌ではありませんよ。断然違う。未だよく判らないが刺身包丁ではないかと思われるが」と囁語し次で一時間以上経った後胸部を開検し頸部左側正中の刺創の創洞先端部が同胸皮後堅第八肋骨に長さ一・〇糎、深さ〇・九糎も穿入しあるにも拘らづその部に刃器切先の折れ込みなきこと。

を確かめたので再び同長井警部補を片隅に呼び寄せ「刺身包丁そっくりかそれともちよつと違う様だ骨を刺して然も刃先が折れ込んでいないから刺身包丁よりも少し刃の丈夫なものだ、何だろ？短刀かな？兎に角長さは一九・〇糎以上あつて細長い形は刺身包丁の様なもので少し刃の丈夫なもの、それが兇器ですよ」と囁語したのであつた。

この事情にかんがみても余は今度この検査物を交付せられて初めて之を見た瞬間「之れだ」と感じ其血液検査に努力したが前記(本付記録第二項)の如く其成績は陰性であつた。

血液検査は陽性の成績が得られなかつたがその形状、大きさ、切先部刃毀れないこと等に從つて余は本年七月八日解剖した H の死体創傷は此検査物短刀によつて生じたものとして断乎として推定し得るものである。是を以つて前記鑑定主文の理由とする。

以上のように、鑑定に当たつた二人の教授は、「検査資料もそもそも不潔であるし」と述べたり、「この検査方法は極めて微量の血痕に対しても確実に鋭敏な反応をするものであり、此反応に陽性の反応が得られなければ血痕として更に追及し得べき方法がないものである」という方法で、「短刀の金属部、木柄部二〇数カ所について調べ、

更に木柄から刀の部分を引き抜いてその間に藤入微少な砂粒まで残すところなく」同様の検査を繰り返した結果、陰性であると断言しているにもかかわらず、「水に浸し水で洗い落とし場合等には血痕は水に溶解し去り血痕が検出されないと述べるのであった。

### (五) 裁判の過程

F・M夫は、一九五二年七月一二日に単純逃走及び殺人罪で逮捕、七月一四日、恵楓園内の菊池拘置所に送致され、八月二日菊池拘置所を逃走した単純逃走罪で起訴された。第一回公判が開かれたのち一月二二日に H に対する殺人罪で再起訴された。

同年一月二五日に開かれた第二回公判において、単純逃走被告事件と殺人被告事件とを併合して審理する旨が

決定され、検察官の冒頭陳述が行われ、証拠により立証しようとする事實は、

第一、被告人が当時勾留中であつた事實及び同人が拘禁されていた恵楓園を逃走した事實

第二、H が起訴状記載の日時場所において殺害された事實及びその死因

第三、被告人が当時 H に対し怨恨を抱いていた事實

第四、被告人が当時 H が殺害された現場に近接しうる地域にいた事實

等とされた。

翌年一月一六日の第三回公判では、証人として、逮捕前日に家に来たという W1、M夫の母、

の妻、M夫の取調にあつた警部補珠林兼三郎が出廷した。また逮捕時の弁解録取書及び供述調書につき、刑訴法三三二条書面として取調請求があり、M夫は「弁解録取書及び警察で作成されました私に対する供述調書の

末尾の私の名前の下の指印は私が自分でしたものに間違いありません。私はそのとき手を打たれて傷を受けていたので署名は自分ではしませんでした。」と意見を述べた。物証の証拠請求においては、「被告人が H を殺害した凶器の存在」として短刀があげられたが、M 夫は「短刀は見覚えがありません」として否定した。

続いて、二月二五日に行われた第四回公判においては、本件殺人事件の動機関係を立証するために、被告人が菊池恵楓園に入院せねばならなくなったため家出した事実、被告人の病症及び被告人が菊池恵楓園に入院することになった顛末、被告人が H に対し怨恨を持っていた事実及び右 H に対する殺人未遂事件にて有罪判決を受けている事実に関する殺人未遂事件の証拠調べ請求が行われた。最後に、M 夫は「殺人の点は私はそういうこととはしておりません。その他述べることはありません」と殺人を否定した。

四月三日には検察官の請求に基づいて、弁護士、被告人の立会のないまま、現場検証及び証人尋問が行われた。犯行場所の状況、W<sup>2</sup> が不審の男に会った場所の状況及び犯行現場との地理的關係、本件凶器の発見場所の状況及び現場との關係、被告人が犯行後立ち寄り犯行を自供した場所の状況及び犯行現場との地理的關係、被告人の逮捕時の状況が確認され、それぞれ証人として前記 W<sup>2</sup>、H・M 代、被告人の第一発見者である W<sup>3</sup> が尋問された。

七月二七日の第五回公判では、W<sup>2</sup>、W<sup>3</sup> の証人尋問が公判廷において行われたが、被告人が犯行を自供したとされる H・M 代の証人尋問は行われなかった。続いて被告人質問が行われ、公訴事実について「殺人はしておりません。明らかに七首か何か殺人の証拠があれば示してもらいたいと思います」とし、逃走理由については「癩病といわれ刑を打たれたから逃げました」「実際はしていないのに一〇年の刑を打たれたので死ぬつもりで逃げました」と述べた。引き続き行われた論告を見てみよう。

論告要旨

単純逃走 殺人

被告人 F・M夫

本件控訴事實は既に公判廷に提出された証拠によつて証明十分であると考ええる。

第一、起訴事實の単純逃走については被告人もこれを認めているので深く言及しないが、本件の逃走が事件当日突発的に敢行されたものではなくして云はば計画的犯行であることは渡邊健一(看守)の検察官調書よりこれを推認するに充分である。このことはその情状において看過すべからざる処である。

第二、起訴事實の殺人については被告人は公判廷において終始これを否認しているので若干これについて検察官の見解を申述べたい。

第一に被害者 H は昭和二七年七月六日午後八時半菊池郡 S村 の山道に於て死亡したこと。死因は刺創に基く失血であり他殺と認められること。死体には何れも同一凶器によると認められる二六個の刺創が存すること。及び被害者は右殺害行為により金品の被害を受けていないことが認められ、これによると被害者の死亡は他殺而も恐らくは怨恨による殺害を推測せしめるに充分である。

第二に被告人は被害者 H が被告人を癩患者として県当局に通報したことから同人にかねてより怨恨を懐いていたことと及び被告人はその理由により H を殺害しようとして果たさなかつたという殺人未遂事件について既に第一、二審に於て有罪の判決を受けていることが認められ、更に右 H に対しては被告人以外にはかくまで深刻な怨恨を有するものが見出されないこと。すなわち被告人は被害者を殺害する動機を有していることが認められる。

第三に被告人は前述殺人未遂事件で身柄拘束中の処昭和二七年六月一六日菊池恵楓園を逃走していること  
そして被告人のその後の足取りを覗うに

六月一九日 H R 部落にて U、I と会う

六月二〇日 W 4、W 5 に H 部落にて会う

犯行の日七月六日午后五時—六時 W 2 が犯行現場より約千米の地点で被告人と思われる不審の男に出逢ったこと

犯行直後と思われる七月六日午后九時頃 H・M 代方に於て被告人が H・M 代、H・I 次と会ったこと

七月一二日 H 部落で逮捕されたことが認められる。

而して被告人の供述により被告人の逃走後逮捕までの足取りを辿るに何れも数時間の内に優に犯行現場に到達し得る地点であり、その被告人の供述の一部に鶏の盗難の事実等により裏付けうるところである。

されば本件犯行当時被告人は犯行現場に現存しうる立場にあり而も少なくともそこに近接した地点にあったものと認めることは困難でない。

第四に犯行現場より約三百米の T 方の農小屋より短刀一本が発見されたこと。

この短刀は鑑定によると被害者の創傷に全く一致する。

次にこの短刀の所在は犯行直後の被告人の H・M 代への自供によつて発見されたものであること。又これには血痕の附着は認められないが農小屋の附近には池等もあり犯行直後これをぬぐい去つたものと認めても敢て不自然ではない以上諸点よりこの短刀は本件の犯行凶器と推認しうる。

第五に被告人は逮捕現場に於て逃走した為拳銃により負傷を受けている。従て被告人の着衣にも被告人自身の血液が多量附着し、且被害者被告人の血液型が同型のため衣類よりは黑白何れの証拠も発見されないが被告人が逃走後拳銃発

射を受ける前に遺留した被告人の所持するタオルには血液の附着が認められる。

タオルの血液は逮捕時の負傷による血痕ではない。然るに被告人は検事に対しタオルは山野を逃走中自害しようとして鼻血を出したとき止血に使用したがその血痕は河に流してきれいに洗いきよめたと述べている。この点被告人の供述とタオルの血痕は矛盾するのみならずタオルの血液は相当多量で鼻血程度のもので思われない。

尚被告人が逃走中出血を伴う負傷を負うたことはこの他足部に一回ありと認められるが、この場合に被告人はその手当にタオルを使用していないと供述している。

この点を総合するとこのタオルの血痕は殺害時又は殺害後被害者の血痕が附着したものと認めて差支えないと考える。

第六に被告人は犯行後直ちにH・M代方、H・I次方に赴き逐一Hを殺害した旨を申し述べている。この供述は

- (1) 事件直後近親のものになされたものであること
- (2) 未だ何人も事件発生を知らないときになされたこと
- (3) 創傷の部位程度が鑑定結果に一致していること
- (4) そのH・M代への供述により短刀が発見されたこと

よりその真实性は確証されうると考える。

次いで被告人は逮捕後警察に於ても被害者殺害の顛末を認めている。但し

- (1) 凶器が鎌であること
- (2) 被害者が最初打ちかかって来た

との点は被告人の供述は前に申し述べた理由によつて首肯し難い。いわばせつぱつまつてのぎりぎりの供述であったのであらうが、被告人の心理を推察するならば、そのような事実と齟齬した供述を行うことによつて捜査の盲点に気付い

た被告人がその後供述をひるがえして犯行一切を否認するに至ったと解し得ると思う。被告人が検事調書に於て自分は犯行は関知しないが死刑にしてくれと申述べているのはこの間の被告人の心理を反映していると思ふべきものと思う。以上の証拠により殺人罪としての被告人の罪責は証明十分であると考ええる。

被告人は先に本件被害者である H に対する殺人未遂事件により裁判中であり本件は被告人が拘留所より逃走の上その同一被害者を殺害した稀有の計画的犯罪でありその殺害の手段程度も極めて惨忍目を蔽はしむるものがある。而も被害者 H に対する怨恨も所謂逆恨みであつてそこに何等の同情すべき余地が見出されない。

一方被告人の本件に於て表現された性癖より推察すれば被告人にしても自由の身になる日あらんか更に第二、第三の被害者を出す虞、所謂再犯の虞も充分あると見なければならぬ。

以上の諸点を総合勘案するならば相当法条適用の上被告人に対する科刑は死刑を相当と思料するものである。

昭和二八年七月二七日

熊本地方検察庁

検察官検事 大堀誠一

熊本地裁は、第五回公判後の一九五三年八月二十九日、被告人 F・M 夫に対して死刑判決を言い渡した。判決は、ダイナマイト事件における第一審事実認定に基づいて、被害者 H に対する怨恨を強調し、「被告人としては権威ある科学的診断により癲病患者と断定せられた上は素直にこれに応じ」、「医師の適切な治療に身を任せ、その間の精神的、肉体的の苦痛に耐え、健康快復による幸福の一日を早く来らんことに希望を持ち、一意療養に専念することこそ被告人に残された唯一の更生の道であるに拘わらず、被告人はこの事に寸毫の反省を傾けることなく、

却って被告人の生来の偏屈と執念の深さの徹底するところ、ただ一途に、自己、母、妹、親類、縁者の将来に救うべからざる暗影を投げかけたのは、あくまで H の仕業なりと思いつめ、一〇年もの間懲役に服し又は期間未定の療養生活に身の自由を束縛せられるより、むしろ未決監を脱走して前記 S 村に走り、H を殺害して同人に対する憤懣を脅さんものと決意するに至り、逃走後は「言語に絶する労苦を嘗めながらも辛忙強く H 殺害の適当の場所と方法を模索しその機を窺っていたところ、遂に同年七月六日午後八時三〇分頃、S 村の山道で開拓団の会議に急ぐ H に遭うや、やにわに所携の短刀を以て同人の頸部その他を突刺し或は切付け」と認定したのみで、鑑定の矛盾や被告人「自白」の矛盾など何ら判断をしないまま、死刑を言い渡したのであった。

- (4) 『マドモワゼル』(小学館発行)一九六二年七月号に寄せた手記。
- (5) 一九六〇年二月二〇日再審請求理由書(補充書)など。
- (6) 一九五一年八月二日付第二回被害者供述調書。
- (7) 一九五一年八月九日付検察官調書。
- (8) 一九五八年二月一日付弁護士関原勇に対する M 江の供述調書など。
- (9) この後直ちに上告、一九五三年六月一日付で上告趣意書も提出されており、殺人事件における第一審判決中にも「現在上告中であるが」との記載があるが、その結果は不明である。なお、前掲・菊池恵楓園自治会五〇年史一〇〇頁によれば、裁判費用がなく上告は行っていないとされる。
- (10) 『ハンセン病国賠訴訟判決』(解放出版社編、二〇〇一年)一九二頁。
- (11) 同上一九一―二〇頁。
- (12) 産業経済新聞一九五一年六月一日付。
- (13) 昭和二六年度らい予防事業実施要領。
- (14) 増重文「自治会四〇年の歩み」『菊池野』(自治会創立四〇周年記念特集)。

- (15) 『菊池野』(自治会創立四〇周年記念特集)および大竹章「無菌地帯——らい予防法の真実とは——」(草土文化、一九九六年)一三三頁。なお、菊池刑務支所には多い年で二二名、一九七一年頃からは一、二名の在監数であった。一九八六年新庁舎に更  
新築(定員一〇名)されたが、一九九九年廃止になるまでの在監数は一名であった。
- (16) 大竹はいう。「患者を施設に放り込むべき、強制措置を認めることが予防法のすべてだとしたら、人権の侵害と悲劇の再演は避けられない」。そしてかつて光田園長の「大家族主義」が長島事件(一九三六年岡山県の長島愛生園で、定員八九〇名のところ)に二〇七名を収容したため、患者が作業放棄とハンストで抵抗し、一六日間にわたって施設倒や動員された警官隊とたたかい、一定の要求を勝ち取るといふ事件を誘発したことに例えて、「今また『世界第一のライセンサー』が『藤本事件』を惹起させることになったとみてよい」と。大竹・同上「無菌地帯」一三四頁。
- (17) 一九五七年一月二〇日全患協菊池支部作成「F・M夫氏再審請求に関する資料 昭和三年・四・五・六・七年当時におけるハンゼン氏病行政の実態」より。
- (18) 一九五一年八月二日付第二回被害者供述調書。
- (19) 一九五〇年八月一日付熊本県衛生部長に対するS村長の報告「癩患者の現況調査について」。
- (20) 前掲手記より。
- (21) この時恵楓園長宮崎は、藤本事件について言及して以下のように発言している。「癩患者の収容の如何に困難なものであるかという例を一、二申し上げます。(中略)もう一例は、これも熊本県下某村において起こった事件でありまして、収容の通知を受けました患者が、自分が癩であるということがわかったのは、衛生主任がこれを県に報告したからだということを逆恨みいたしました。一家謀殺を企てて、ダイナマイトをその衛生主任の家にぶち込んだのであります。幸い傷害で済みまして、死亡には至りませんでした。これは検事が直ちに起訴をいたしまして、現に私の所で収容いたしております。第一回の公判を九月の末にやりました。第二回の公判をこの十日にやることになっております」。
- (22) 前掲「ハンセン病国賠訴訟判決」一九九頁以下参照。
- (23) 菊池恵楓園内の拘留所(いわゆる外監禁)は、一九三八年一月熊本県警により園内に留置場として一棟(三六坪)設置された。なお、一九六五年二月、厚生省の指示により取り壊されている。
- (24) この逃走の動機について、のちの「再審請求理由書(補充書)」によれば、「自殺を図りたいため」とされ、また手記によれ

ば「働き手の私を失って、やってゆけるだろうか。母と娘に会いたい、会って話し合いたい、私はその思いにせき立てられていた」と書いている。大竹は「この動機の矛盾はハンセン病になり、すべてを奪われ、『一〇年のぬれぎぬ』を着せられた者でなければわからないかも知れない」と書く。大竹・前掲「無菌地帯」二八三頁。

(25) 七月八日付の熊本日日新聞は以下のように報道する。「有力な容疑者と見られるAは、H からその病気を密告されたことを恨み、去る二六年八月、H さん一家をおう殺しようとしてダイナマイトを投げ込み、幸い死者は出なかったが殺人未遂として逮捕され、その病気のため菊池恵楓園内に特に設けられた拘留所に拘留され、さきに裁判の結果懲役十年を言渡され引き続き拘禁中、六月一六日同拘留所を脱走。当局懸命の捜査にもかかわらず未だ発見されなかったもので、あくまでも H さんに深い恨みを持ったAが脱走後 H さんをつけ狙い、同夜外出時を見計らって途中で襲ったものではないかと見られている」と。

(26) 一九六一年一月三十一日再審請求理由書(補充書)。

(27) 一九五二年七月七日付岩岡徳作成の屍体検案書。ただしこの記述は後の一九五二年一〇月七日付世良完介鑑定書に見られる。

(28) 一九五二年七月一二日付領置調書。その他の押収品目は、脚絆、杉棒、白シャツ、鶏肉、帽子、タオルである。

(29) 一九五二年一月二〇日付北条春光鑑定書。

(30) 一九五二年一〇月七日付世良完介鑑定書。

(31) 一九五二年七月一八日付世良完介鑑定書。

### 三 訴訟手続の問題点

「この裁判が病故に相当いかげんに取扱われてきた向も見える」といわれるように、被告人がハンセン病患者であるがゆえの予断と偏見を内包していた本事件には、訴訟手続上の問題点が見受けられる。このような手続的な瑕疵は、控訴審以降を通じて、治癒されることはなかったのだ。以下では、その点につき検討する。

## (一) 特設法廷の設置

この裁判は、菊池恵楓園内の施設(公会堂)を利用した特設法廷で、また第一審第五回公判(一九五三年七月二七日)以降及び控訴審は、園に隣接して建設された菊池医療刑務支所内に設置された特設法廷で行われた。

裁判所法六九条二項は「最高裁判所は、必要と認めるときは、前項の規定(法廷は、裁判所又は支部でこれを開く。)にかかわらず、他の場所で法廷を開き、又はその指定する他の場所で下級裁判所に法廷を開かせることができる。」と規定する。これに該当する場合として、「被告人が極めて長期間の療養を要する伝染病疾病の患者であつて、裁判所に出頭させて審理することが不可能ないし極めて不相当な場合」などが挙げられる。

これにそつて、たとえば単純逃走罪で起訴された後の一九五二年一〇月九日に「熊本地方裁判所は、被告人F・M夫に対する単純逃走被告事件について、熊本県菊池郡西合志村国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる。」という最高裁決定が出されている。

しかし、M夫は「神経らい」であつて、菌も陰性で伝染力のあるものではなかつた。M夫が熊本地方裁判所に出向き裁判を受けることに医学上の問題はなかつたのである。しかしハンセン病患者の犯罪に対しては出張裁判が行われることが当時では「常識」であつたし、M夫が「らい」と診断された以上、そうすることに何のためらいもなかつた。そして一九五〇年一二月に熊本県からの入所勧告が行われていたことをもつて、逮捕後は恵楓園内の拘留所に勾留され、司法もまた漫然と同所で公判廷を開くことを追認したのであつた。療養所内の特設法廷で公判廷が行われるということは、一般人が傍聴することが極めて困難な状況にあるということである。すなわち、「公開の法廷」であつたとは言い難く、いわば「非公開」の状態で裁判は進行した。

恵楓園内の公会堂には、裁判前日に机やいす、証言台などが運び込まれ、裁判官席の前には書記官の机が置かれ、

左右に検察官と弁護人の席、証言台の後方には傍聴席が設置され、二見通常の「法廷」が作り出されていた。しかし、この「法廷」には消毒液のにおいがたちこめ、被告人以外の入廷者は白い予防着を着用し、ゴム長靴を履いていた。裁判官や検察官も法服の上にて了防着を着用し、手にゴム手袋をはめ、証拠物を扱い、調書をめくるのに火箸を用いたのであった。証拠物の展示についても、その証拠物を被告人が手にとってその証拠の証明力を攻撃しようとしても、裁判官はその展示した証拠物が、一旦被告人の手中に渡ることによって、被告人から感染の機会を与えられるといういわれのない恐怖によつて、被告人にその機会を与えようとしなかった。この「うすら寒い、座つていてもむずむずするような環境の中で」公判が進行したのである。

二〇〇一年熊本地裁判決は、無らい県運動に伴つて、「患者の自宅等が予防着を着用した保健所職員により徹底的に消毒されるなどしたことが、ハンセン病が強烈な伝染力を持つ恐ろしい病気であるとの恐怖心をあおり、ハンセン病患者が地域社会に脅威をもたらす危険な存在でありことごとく隔離しなければならぬ」という新たな偏見を多くの国民に植え付け」たことがハンセン病患者に対する差別・偏見の「原点」だと断罪したが、これは司法においても例外ではなかったということが示されよう。

## (二) 公判前の証人供述

刑事訴訟法二二七条は、「検察官、検察事務官又は司法警察職員の取調に際して任意の供述をした者が、公判期日においては圧迫を受け前にした供述と異なる供述をする虞があり、且つ、その者の供述が犯罪の証明に欠くことができないと認められる場合には、第一回の公判期日前に限り、検察官は、裁判官にその者の証人尋問を請求することができると定める」と定める。

この規定に従い、検察官の請求により、有罪の決め手とされたH・M代、H・I次の裁判官尋問が行われた。これらの尋問は、被疑者、弁護人、検察官の立会もなく行われた。

H・M代は、一九五二年七月八日に参考人として供述した後、七月十一日に検察官調書が取られ、同日裁判官尋問を受けた。さらにその後、九月一日にも検察官調書を経て裁判官尋問が再度行われた。

H・I次は、七月九日警察官調書を取られた後の、七月十一日に裁判官尋問が行われ、その後さらに七月十六日、一七日に検察官調書、八月三〇日に警察官調書、九月一三日に検察官調書が取られている。

M夫に対して七月一〇日に請求された殺人罪の逮捕状執行は七月二日、殺人罪での(追)起訴は一月二二日である。

この「事前の証拠化」は何を意味するのであるか。M夫が「WでHを殺してきた」と言った、というM代とI次の供述が、有罪認定に欠かせないものになっている以上、この供述を早期に確定させる必要があった。また、当時I次は別件で逮捕勾留されており、任意の供述が十分にできるような状況ではなかったと思われるのである。さらに、この事前の証拠化は、公判で二人が証言を覆せば彼ら自身偽証罪に問われる恐れがあるという状況の中で、M夫の供述にも何らかの影響を及ぼしたと考えられる。すなわち、M夫はダイナマイト事件で逮捕されて以降、親戚から「死んでくれ」と言われる一方で、自分がハンセン病に罹患し、さらにダイナマイト事件で有罪判決を受けたことで親戚に迷惑をかけたことを非常に苦悶していた。殺人を否定して以降の検察官の取調べにおいては、「私はHに会ったこともなければ同人を殺したことはありません」、「H・M代、H・I次に対して『Hを殺した』と云う事はありませんが実際は殺して居りません」(一九五二年七月一七日検察官に対する第一回供述調書)、「私がI次にHを殺したと云った事は間違いありませんがこれは私が嘘を云ったのです」(同年七月二二日第二回供述調書)と供

述していることから、そのことがうかがえよう。

刑事訴訟法二二七条の規定に関しては、本条による請求は、第一回公判期日前であれば起訴の前後を問わず許されるとの判決(札幌高判五二二・一一一高刑集五・一一〇一)があるが、この事例(「公職選挙法違反被告事件」)は起訴四日前に裁判官尋問がなされたものである。

これに対して、藤本事件においては、被疑者が逮捕される前、すなわち被疑者の弁解を聞く前に行われたものであり、そうした供述を利用して自分を迫ること自体に問題があると考えられる。さらに、公判では、被告人、弁護人に反対尋問権を保障することなく、二人の事前証言及びそれに基づく供述調書を有罪認定の主要な証拠として用いることからすれば、とうてい公平な裁判が行われたとはいえないということになる。

### (三) 証拠の認定

第一審の国選弁護人(国選)は、証拠調べにおいてすべて同意し、I次とM代及びその家族による供述調書一六通が証拠採用された。この家族による供述調書は、再伝聞調書であり証拠能力がないにもかかわらず、I次、M代の供述の証明力を増すための補強証拠となったのであった。また、公判中に現場検証が行われ、そこでM代に対する証人尋問も行われてはいるが、弁護人の立会もないまま行われ、反対尋問権も保障されず、公判廷においてもM代・I次の証人尋問は却下され、その供述に対して反対尋問を行うこともできなかった。

鑑定物として提出された被告人の被服等は、消毒が行われてから鑑定にまわされた<sup>28</sup>。被告人と被害者の血液型は同じA型であったが、鑑定では、ズボンやタオルに附着した血痕について、ABO式の検査を行ったのみで、その他の検査方法を試すことなく、「検査資料もそもそも不潔であるし又熊本で蒸気等により滅菌されたそうであるが

何かしら不明の物理的科学的な或は雑菌等の繁殖等が影響し」たために、タオルに附着した血液型は「強いて言えばA型らしい」という結論に至ったのであった。<sup>39)</sup>

また短刀の血痕附着の鑑定を行った鑑定人世良は、「極めて微量の血痕に対しても、確実に鋭敏な反応をする」としてマラカイトグリーン法を採用したが、この方法は鋭敏度が非常に低いとされていた。むしろ、一九五二年頃知られていた血痕検査法の中で鋭敏度もっとも高いのは、ルミノール法であるとされていたが、<sup>40)</sup>これらの方法が試されることもなく、短刀が凶器であるとの予断から、陰性の検査結果を得たにもかかわらず、「自己の予断と確信を正当化するために」、<sup>41)</sup>水で洗い落としたから検出できないに違いない、という非科学的な鑑定となったのであった。

弁護人は、これらの鑑定に対しても、何らの反証も行わなかったのであった。

有罪認定の決め手となったI次・M代の供述について、検察官論告は、①M夫の供述が近親のものになされている、②M夫の供述はだれも事件発生を知らないときになされている、③創傷の部位が鑑定結果に一致する、④M代の供述により短刀が発見されたことをもって、M夫の供述の真実性が確認されると述べ、裁判所もそのように認定している。しかしながら、①については、ハンセン病患者と宣告され、しかも逃走犯として指名手配されていたM夫は近親者からは「死んでくれればいい」と思われていたのであった。「裁判所が次のような経験則——犯人の親族は、不利なことを云わぬものである。それが不利なことを敢えて云うのは、『真実』だからである。——をひきあいして認定することは容易に察し得られるのである。しかし、本件は、このような『経験則』が適用できないこと、『経験則』には、『例外』があること、本件で述べたいのは、右の例外の顕著な場合であり、根底にあるものが、『ライ』に対する恐怖と偏見そのものに他ならないことを述べていたのである。『親族』であることが、ウトマシク

感ぜられ、出来ることなら、「親族」でありたくないという常識では考えられないような「心境」、これこそが親族に、「ライ患者」を出した場合の悲劇なのである。このような心境をもたらすものは、残酷な、我が国ライ行政の反映であって、本来人倫からすれば不自然なものであっても社会的には「真実」なのである。<sup>43</sup> ②については、取調べ自体は事件が明らかにされた後に行われたものであり、M夫訪問に関する記述自体は、殺害の仕方の問答、又その後の家族の対応も、「まるで他人事のような表現<sup>44</sup>」なのである。③の鑑定の予断については既に指摘したとおりである。④については捜査報告書には「F・M夫がH・M代に対し、包丁を浦の小屋に置いているから、直ぐ取りに行く様に実家に云ってくれという意味のH・I次の供述」とあるが、I次にはそういう供述はなく、「浦の小屋」という供述もない。すなわち、I次とM代の供述をもって包丁が発見されたとはいえないのである。短刀発見の経緯については、前述したように、七月八日に死体解剖を行った世良が「凶器は刺身包丁ではないか」と述べたことにより、翌九日に凶器を「包丁」と断定し、捜査を行ったところ、殺害現場から徒歩で約一〇分ほどの物置小屋から包丁が発見されたのであった。七月八日のM代の供述によると、「H部落の上の方の小屋に包丁を差している」とされ、同日のBの供述によると、M代から聞いた話として、「H部落のM方附近の小屋に包丁を置いている」とされる。しかし、捜索の結果包丁が発見された場所は、この供述とは異なる。一方、七月九日の一次の供述によれば、M夫は「ドス」を抜身のまま「右手に握っていた」のであり、またM夫の第二回供述調書によれば、M夫は「Hを突き刺した刈鎌の柄の処の上を右手で握って」いた。このように、凶器に関する供述には矛盾が見られる。また、この凶器とされる短刀については、指紋の検出も行われず、被告人の家族、親類に確かめてそれが被告人の所持するものかについて調べられなかった。<sup>45</sup> これらの事実からも十分な証拠調べ、審理がなされないまま判決に至った手続的な瑕疵が指摘されよう。

- (32) 関原弁護人の談。全患協ニュース四七号(一九五五年四月一日付)。
- (33) 最高裁事務総局総務局編『裁判所法逐条解説(上)』(一九六八年、法曹会)八頁。
- (34) ハンセン病患者を療養所に収容し、厳格に外出を制限する「らい予防法」ですら、「法令により国立療養所外に出頭を要する場合であつて、所長がらい予防上重大な支障を来すおそれがないと認めたとき」の外出を認めていた(同法一五条一項二号)にもかかわらず、裁判所がハンセン病患者被告人の通常法廷への出廷を認めなかったことについて、徳田は「裁判所の「らい予防法」をも超える絶対的な隔離主義」と指摘し、隔離政策の下で裁判所が果たしてきた役割を説明する必要性を述べる。徳田靖之「ハンセン国賠訴訟と法律家の責任」法律時報七三卷八号(二〇〇一年)二頁。
- (35) 二〇〇一年熊本判決が述べるように、「いずれにしても、未治療のハンセン病患者は、病型のいかんを問わず、何らかの皮膚症状や神経症状を呈することによってハンセン病であると診断されることがほとんどなのであるから、(中略)ハンセン病であるとの診断を受けながら、厚生省の基準によって「伝染させるおそれがない」と判断される未治療の患者は、ほとんど存在しない」のである。前掲『ハンセン病国賠訴訟判決』二二四頁。
- (36) 上告趣意書より。
- (37) 前掲一九六一年一月三十一日再審請求理由書(補充書)。
- (38) 一九五三年のらい予防法が、「都道府県知事は、らい予防上必要があると認めるときは、らいを伝染させるおそれがある患者が使用し、又は接触した物件について、その所持者に対し、授与を制限し若しくは禁止し、消毒材料を交付して消毒を命じ、又は消毒によりがたい場合に廃棄を命ずることができる(九条一項)」、「入所患者が国立療養所の区域内で使用し、又は接触した物件は、消毒を経た後でなければ、当該国立療養所の区域外に出してはならない」(八条)と規定しているように、当時も患者の所持品に対しては一般的に消毒が行われていた。
- (39) 前掲一九六一年一月三十一日再審請求理由書(補充書)。
- (40) 一九五二年一〇月七日付世良完介鑑定書。
- (41) 前掲一九六一年一月三十一日再審請求理由書(補充書)。
- (42) 同上。

(43) 同上。

(44) 同上。

(45) 同上。

#### 四 上訴審と公正裁判要請運動

##### (一) 公正裁判要請運動

全国の療養所でらい予防法改正に対する反対闘争が高まる中で、菊池恵楓園自治会では、藤本事件が「らい」に対する社会的偏見と、誤った国の「らい政策」による悲劇<sup>46</sup>であるとして、F・M夫の支援を決定した。支援運動の内容は、①事件の詳細な資料の入手、②自治会による弁護士への依頼、③資金の調達、④助命歎願の署名運動、の四点であった。

第一審第五回公判における死刑求刑から二日後の一九五三年七月二十九日、恵楓園自治会は全患協<sup>47</sup>(全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会、以下全患協という)本部に対し、「病友 F 氏の減刑歎願運動について」と題する要請状を送付した。また恵楓園自治会(全患協菊池支部)が救援運動として立てた方針は次のようであった。

- 一、被告に自由法曹団の野尻昌次弁護士を面会させる
- 一、ダイナマイト事件について再審理させる
- 一、裁判所の弁護には自由法曹団の弁護士をつける

一、救援カンパ組織を作る(これは全患協にお願いしたい)

一、新聞、ラジオの虚偽の報道に抗議する

一、国民救援会に連絡をとり協力を願う

一、事件と病気を故意に結びつけて観る見方と徹底的にたたかう

一、あくまでも無実として宣伝活動を行う

しかし、このような「救援運動」「F・M夫氏の無罪釈放運動」は、「無罪」という決定的なタイトルで協力を要請することは、各支部療友間に疑念を抱かせ早急に理解していただけないうらみがある」として、「公正裁判要請運動」に名称を変え、全国的に活動を進めていくことになった。全患協による「F・M夫氏公正裁判要請運動」に関する中間報告<sup>48</sup>によれば、その活動の内容は以下の通りである。<sup>49</sup>

一、菊池支部にF・M夫氏公正裁判要請に関する救援対策部を設置すること

二、控訴受理に全力を集中すること

三、藤本事件の真相パンフレットその他を作成して広く呼びかけること

四、F氏控訴審査担当官の住所を調査し至急に各支部に報告して、公正裁判要請に関するハガキその他の陳情投書を懇請すること

五、F氏に関する報告及び要請書類は今後菊池支部対策本部より各支部に直送し、日時の節約と緊の便をはかり、重要な問題に限り全患協本部の了解を求めること

六、F氏事件に関する費用の一切は全患協その他の寄付金を当て、会計を明細にして刻々全支部に報告すること

そして、「控訴受理に全力を集中する」全患協では、「私どもはともすればその圧力によって情状の酌量が一方的に加担されやすい『らい』にまつわる偏見を是正していただくべく」署名活動を行い、「F・M夫氏の殺人事件に関する控訴を受理していただきたい」旨の陳情を行った。<sup>20)</sup>

## (二) 控訴審

F・M夫は、第一審判決後直ちに福岡高裁に控訴し、全患協の支援により、弁護士として自由法曹団の野尻昌次(熊本県弁護士会)を依頼して、一九五三年二月一日に控訴趣意書を提出した。<sup>21)</sup>

控訴審においては、既に述べたように菊池刑務所内の特設法廷で、五回の公判廷が開かれ(西岡稔裁判長<sup>22)</sup>)、それぞれ菊池支部から数名が傍聴を行った。第一回目の公判では、事実審理申立に基づく取調べが認められ、「第一審の審理の不尽、事実誤認、理由の不備の申立が容れられた点成功した」と、弁護士、被告人も控訴審にかける期待が高まったのであった。

弁護士立証の焦点は、原審で証拠とされた血痕の付いたタオルであった。すなわち、被告人が逮捕されたとき小屋から逃げ出し二〇〇メートル位のところに落としたというタオルと、逮捕された直後浦田警部補が手錠にかぶせたタオルと、母 M江が手を吊してやったタオル、都合三本のタオルの中、法廷で領置されているタオルは二本であり、第一審で検察側がM夫のタオルとして提出したものは、M江が手を吊ってやったタオルであるという主張であった。<sup>23)</sup> 検察側はほぼ中央に大きく血痕がついた白いタオルを、「被告人が犯行当時所持していた被告人のタオルであったその血痕は殺害時又は殺害後の被害者の血痕である」(第一審論告)と主張し、M江のタオルは「駐在所で医師の手当があった後どうなったか判らない、結局紛失した」というのであった。これに対して、被告人は証

抛のタオルについて、「私が逮捕されたときに拳銃で撃たれ出血しましたので、母が出血を止めるために吊つてくれたのがこのタオルです」と述べ、「このタオルは被告人が小屋から逃げる際落としたのではないか」との裁判官の質問に対しては「私が持っていたのには端の方に赤い線が二本と細い赤線が一本、両端で合計六本の赤線が入っていました」とこれを否定し、また弁護士も証拠とされるタオルがM夫のものでないことは、控訴審における証人尋問においても確認されると主張した。

また裁判長の職権により、犯行現場、逮捕現場、凶器の発見現場の検証が決定され、一九五四年六月四日に弁護人の立会のもと行われた。立会人は、第一審の現場検証時と同じく、司法警察員出口正治、司法巡查木本重義並びに大城戸清次、被害者 H の妻、被告人の叔母 H・M代、被告人の叔父 H・I次であった。この時 H・M代は「私はM夫が引上げる時左手に長さ一尺位の中の広くない白いものを持っているのに気付きました」「それが刃物だったらピカピカ光る筈ですが別に光りもしませんでしたし、私としては今日でもそれが刃物だった様には思へません」「私はM夫からその時『包丁を肥料小屋の土手に刺しているから取りに行くよう家の者に云うてくれ』とか『Hを殺つつけて来た』と云う様な事はI次が来る前から聞きましたが、その他の細々した事はI次がよく聞いています」と述べ、H・I次は「M夫が『Hを殺つて来た。これから小川の山の方に行つて死ぬから、その前に一寸おれいに来た』と云う様な事を云ったので『相手は死んだか』と尋ねると『殺つつけた』と云い乍ら左手に刃物を逆手に握った様な格好をして打ち立てる格好をして見せました。それで私はその時M夫が刃物を左手に握っていた様に思うのですが果たして刃物を握っていたかどうか判然した事は云へません」と述べた。

なお第一審における鑑定書(一九五二年七月一八日付世良完介作成)記載の各創傷が草刈鎌又は短刀により生じたものと推定できるか、さらにズボンに血痕が附着している箇所並びにその形状につき、それぞれ一九五四年三月二五

日と四月二二日に、九州大学教授北条春光に対し鑑定依頼が行われている。前者の鑑定について、北条は「Hの屍体に存在していた二六ヶ所の創傷は総て同一の兇器で形成されたものであると断定する事は不可能であるが同時に同一の兇器を以て形成したものに非ずと断定する事も不可能のものと判定される。」「草刈鎌と短刀を比較対照したのでは、Hの屍体に存在していた大部分の外傷は短刀の様な兇器で形成されたものと判定する事が妥当と思われる」とした<sup>56)</sup>。この鑑定結果は結局「比較対照」すれば短刀と判定されると述べたのみで、第一審時の鑑定を踏襲するものとなったが、M夫は「私にとって大変有利になり、先生も自信を持って弁護に当たって下さいますので、私も今度の裁判こそ身の潔白が証されるものと強い確信と希望を持って居る次第です」と感じていたのであった。

第五回公判廷における弁護人による弁論要旨は以下のようであった。すなわち「本件中単純逃走の事実は明瞭で争うところはありませんが、殺人の事実については第一に犯行に用いた凶器について証明がなく、更に被告人が凶行を行ったものであるとすれば殺害の方法、傷害の状況、死因等からして当然被告人の身体被服等の何処かに被害者の血痕が相当量附着した事実がなければならぬのに、その証明もありませんし、その他に確証はありません。故に被告人の犯行と認定した原判決は誤りであり無罪であると信ずるものであります。」として(1)証拠品中の凶器について、(2)被告人の身体や被服等に被害者の血が着いた証明がない、(3)H・M代及H・I次の証言供述の内容は証明力がない、(4)被告人の警察官に対する供述調書について、(5)尚残る常識的疑問について、の各点について検討を加え、結びとして「要するに被告人が一応の嫌疑を受けた事は已むを得ないことであります。が証拠関係を仔細に検討いたしますと結局被告人を犯人とする証明はないのでありますから、殺人事件についての原判決は審理不盡、採証の法則違反、事実誤認の違法ありと信ずるものであり、原判決を破棄し、無罪の判決を求める次第であります」と述べた。

一九五四年二月二三日に行われた判決公判は、弁護人が出廷しないまま開かれ、上訴棄却の判決が言い渡された。その理由として、「原判決に示している証拠を総合すると原判決認定の本件罪となるべき事実を認むることができる。右認定に反する証拠の部分は原審の措信しなかつたものと解すべく、原審における記録を精査し更に当審でなした事実取調の結果に徴しても、原審の証拠の取捨価値判断に経験則違反はなく、判示第二の犯行に供した短刀に附着していたとみるべき血液は該短刀の押収前被告人が押収現場の傍にある池において洗い除き去つたものと認め得ないことはない。なお職権によつて記録を調査しても原判決にはこれを破棄しなければならぬ違法の点はない。」とされた。被告人の「これという物的証拠もないのに殺害したのは自分であると断定されることは納得行かない。不服である。」という意見に対して、裁判官は「高裁は書類の上でのみ検討、審議、判決を下すのであるから今日まで熊大世良博士、九大北条博士といろいろに事件当時の模様また実地検証等行つた結果の決定である」と答えたのであつた。

### (三) 上告審

高裁判決後一九五四年二月二七日最高裁に上告し、上告審には自由法曹団から柴田睦夫、関原勇の両弁護人が加わり、また全患協による「公正裁判要請」運動も引き続き行われていた。全患協は一九五五年四月九日最高裁に対し、「一審二審の書類上の検討だけでなく、上告趣意書を御取上げ下されて、もう一度被告や証人の取調などの事実再審理を実施して頂きたい」として、全入園者の署名をもつて「F・M夫氏の上告裁判に関する嘆願書」を提出した。M夫は「自分は今までの裁判で、自分が罪を犯したという確実な証拠もないので罪には為らなないと自分の潔白を信じてきたが、その裁判は十分に審理を尽くされず、また、自分の病に対して裁判関係者がこれをこわがっ

て証拠などを調べるのに自分に手をふれさせない様な不合理を行って不当な死刑を判決した。自分は今まで法の厳正を信じて来たが、すべてが不十分でしかも差別的であることを判決されて初めて知った」として、「知人に迷惑をかけることをおそれて」「誰にも語らなかつた」犯行時のアリバイの存在を主張し、最高裁での審理を求めた。

野尻弁護人の上告趣意書の要旨は、(1)被告人が判示犯行の現場に判示犯行の時刻に居た事実、(2)殺害に用いた短刀を被告人が所持した事実、(3)右短刀に被害者の血液の附着した事実、(4)被告人の被服その他所持品又は身体に被害者の血液の附着した事実、(5)被告人が短刀を洗い血痕を除き去つた事実につき、証明する証拠がなく、憲法三一条に違反する、ということであつた。

闕原、柴田弁護人による上告趣意書の要旨は、以下の七点である。<sup>(6)</sup>

- 一、原判決の死刑は、仮に被告がこれを行つたにしても憲法三六条に違反する過酷な刑罰である。
- 二、原判決は高等裁判所の判例違反である(第一審第四回公判調書には、刑訴規則第四六条所定の裁判官の認印がなく、裁判官差文の場合の手續を履踐した形跡も認められない)。
- 三、原判決は証拠を無視した証拠なき裁判であり、法律を無視して偏見と予断で事実を認定したもので憲法七六条第三項に違反するものである。
- 四、原判決は虚無の証拠に基いたもので重大な事実誤認をしているので刑事訴訟法第四一条によって原判決を破棄しなければならない(採証の法則違反)。
- 五、原判決は被告の罪状認定なきを無視して行われたもので、被告は新しい事実の申立を行つてゐる。
- 六、原判決は憲法三七条第一項及び第七六条第一項に違反する。即ち被告がハンセン病患者なる故に審理がおろそかであり、公正に裁かれていない。

七、原判決は刑の量定が極めて不当である(ハンセン氏病行政のためにする露骨な裁判である)。

以上のように憲法違反(刑訴法四〇五条一項)、判例違反(刑訴法四〇五条二項)、著しい量刑不当(刑訴法四二一条二項)、事実誤認(刑訴法四二一条三項)、再審事由(刑訴法四二一条四項)を挙げ、原判決の破棄を求めた。

上告趣意書提出から九ヶ月を過ぎた一九五五年二月一四日、最高裁より翌年二月二四日に弁護人の口頭弁論を行う旨の通知があり、「最高裁で弁論をきくことは極めて異例なことであり、被告側にとって有利な事態であることが感じられ、原審破棄にゆく可能性をきよく含むものとして」大きな期待を寄せるものとなった。<sup>⑧</sup>

第一回最高裁口頭弁論は、一九五六年四月一三日、最高裁判所第二小法廷(裁判長栗山茂で開かれ、弁護人として野尻昌次、関原勇、柴田睦夫、霧生昇、青柳盛雄(いずれも自由法曹団)の五名が出廷し、それぞれ弁論を行った。なお、この中で、「二審、二審とも病院内の狭い部屋で開廷され、傍聴人も患者、親族らの極く限られた少数で特殊の形態の裁判が行われたようである。被告人が癲病であるため隔離的な処理がなされたことは、やむを得ないことと一般に承認されているようであるが、私はこれが問題であると思う。癲患者は別の扱いを受けなければならぬか、独り癲患者のみの関心事ではなく、良識ある国民の法意が集中し、その関心が高まりつつある特殊の事件である(青柳盛雄)として、はじめて特設法廷に関する指摘を行った。これに対して、検察官(宮崎三郎)は「ライ患者なるがゆえに不適切な取扱いを受け、人権を尊重されなかつたとの弁論ですが、しかし一、二審共最高裁判所の許可を以て裁判所外での開廷をしたものであり、審理は慎重に行われている。原審においても五回も公判を開き検証も行い十分審理を尽くしているものであって、特に不適切な扱いを受けたとの論は全く当たらないものである。」と述べた。<sup>⑨</sup>

結審し、判決言い渡しを待つのみとなっていたところ、裁判官交替による手続更新のため突然公判を再開、口頭

弁論を行う旨の通知があり、第二回口頭弁論が開かれることになった。

第二回口頭弁論は、一九五七年三月二二日に最高裁第二小法廷(裁判長小谷勝重)で開かれ、野尻昌次、関原勇、柴田睦夫、佐藤義弥、霧生昇の各弁護士から弁論が行われた。弁護人はそれぞれ事実誤認と審理不尺を述べ、またハンセン病患者であるがゆえの予断と偏見を指摘し、「病気の宣告を受けた当時被告にはそれが『死』と同義語であった。それは一家の破滅を招くものだからであつて、これは日本のハンセン氏病対策の人権無視の事実を雄弁に物語るものであり、当時のハンセン氏病行政が一方的であつたことは『らい予防法』からみても明らかである」関原勇と述べて原審判決が独断と偏見に満ちたものであるとして十分な審議を求めた。

またF・M夫は裁判長小谷勝重宛に上申書を送付した。

(前略)一審、二審、上告、口頭弁論と、永い間、全国ハンセン氏病療養所患者の皆々様達の血の出るような尊い経済面をさいて戴いてご援助を受けて居る様な状態で御座居ますが、一審、二審の判決に対し、あまりにも矛盾が多く、又いろいろと小生の納得の行かない点が多々ありますので是非共細密に御調べになり、正しい御裁断を仰うものであります。永年間、拘禁生活を送つて居りますと親戚からは敬遠され、頼り一本寄こさないのに、一面識もない、社会の皆々様から肉親より以上、いろいろと面倒を見て頂き、毎日の様に御励ましの御便りを三、四通余りも戴き、人様の御情けが身にしみて感謝感激致し、唯々感涙に咽んで居ります。

裁判官殿も、御承知かも知りませんが全国H氏病療養所で、病の為に苦しみながら、僅かばかりの慰安金の保障から、この愚かな小生の事件に関し、御援助下さる御厚情を御察し下され、正しい裁きを伏して御願ひ申し上げます。

(中略)

御上申書は充分消毒してあります故心配ないだろうと存じます。

昭和三十三年七月三十一日

熊本菊池医療刑務所内

F・M夫拜

しかし一九五七年八月二十三日十数名の傍聴人を見守る中で、最高裁が下した判決は、上告趣意は適法な上告理由に当たらないという理由による上告棄却の判決であった。<sup>66)</sup> すなわち、「被告人の本件犯行(単純逃走及び殺人)の動機意図が原判決認定のとおりであることは、原判決の支持する第一審判決挙示の証拠により、これを肯認することができるのであるから、原判決には所論の如く証拠なくして事実を認定した違法は存しない」。また、「原裁判所が所論のような予断偏見を有し、良心に反して裁判をしたと認むべき資料は存しない」とされたのであった。

一九五七年九月二日に弁護士関原勇、柴田睦夫は、判決訂正申立を行い、「判決はその理由として各上告趣意に対し、適法な上告理由に当たらないと述べ更に職権による調査によっても事実誤認、法令違反、量刑不当の点もなく、第二審判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められないと云う。然し原判決には法令違反、事実誤認あり、且つ、仮りに事実誤認がないとしても量刑の不当は明白であるから、訂正申立に及ぶものである」としたが、九月二五日最高裁第二小法廷により、棄却決定がなされ、判決は確定した。

## (四)「救う会」の発足

このような判決に対して、即日藤本事件弁護団は声明を出した。

われわれはこの判決ははなはだしく不当であるものと考える。

判決は弁護人の上告趣意に対し刑法第四〇五条をたてにとつて何ら実質的な判断も示さず、もつとも疑問とされた証拠の能力、価値問題に関するわれわれの見解に対し回答も与えず、およそ関係者をして判決理由を納得せしめる努力の一片も見られない。

本件は死刑の事件である。人の生命を強制的に国家によって絶とうとするものである。尊い人命を抹殺しようとするには余りにも冷酷ではあるまいか。

今後、われわれはあらゆる努力を傾注して被告人を死刑から救いたいと考えている。

また全患協もニュースの中で「不当判決に抗議しよう」と呼びかけた。<sup>(66)</sup>

全国のみなさま！

療友F・M夫君のこの事件は、不幸にも、熊本県の山間の僻地に起こった事件であり、また当事者がハンセン氏病患者者であるというような事情のために、あまりにもこの事件を知る人がすくなく、「F・M夫を死刑から救え」という世論の支援の声は、弱く、かすかな力であったために、私達の真実の声が、強大な力にかき消されてしまったのだと思うとき、私達は無実の獄窓にひとり苦しむ療友F君に対し、大きな責任と、深い痛みを感じずにはいられないのであり

ます。

判決は下されました。しかし私どもはもちろんこれを承服するものではありません。判決訂正の申立て、再審の請求と、残されたあらゆる法律上の手続をふんで抗議すると共に、それ以上に「F・M夫を不当な死刑から救え」という真実と良心の声を、日本のあらゆる隅々から湧き起して、裁判当局者の良心をゆすぶりつづける決意を新たにしている次第であります。

どうか力弱い私どものために、あなたの御力をお貸し下さい。この事件を深く、正しく知っていただき、あなたの隣人の一人も多くに、この不当な裁判のことを伝えて下さい。そして、ハンセン氏病を病む上に、さらに不当な死刑に処せられようとしている被告を、残虐な死刑から守るための「力」となって下さい。

全患協では、「ハンセン氏病患者であるため予断と偏見にとらわれ、十分に手をつくさない粗雑な裁判をもう一度やり直して下さい」「Fさんを死刑から救ってください」の二つのスローガンを掲げ、「F・M夫さんを死刑から救う会」を発足させた。そのための行動として、

- 一、藤本事件のリーフレットまたは全患協ニュースの臨時増刊(救援特集)を出し、各方面に訴え労組、民主団体の機関誌などにとりあげていただく。各支部は地域の報道機関、友好団体によびかけ協力を依頼する。
- 二、各支部から最高裁に対し判決訂正要請を打電し、投書陳情を行う。
- 三、法務大臣、最高裁、熊本地裁への請願署名を全会員はもとより地域の友好団体や関係者をお願いして集め、抗議や要請を出す。
- 四、再審請願、その他今後の救援運動費の資金カンパを行う。

五、国民救援会に取り上げていただき御協力をお願いする。

法的手段として

一、判決訂正の申立

一、右申立が却下されれば再審の申立

一、右申立が却下されれば特別恩赦の請願を行う

一、その他あらゆる法的手段をとる。

という方針を決定した。<sup>(67)</sup>

一九五八年八月一日、菊池支部は、菊池恵楓園の入園者一七二六名全員の署名を持って法務大臣宛に「F・M夫氏の死刑執行延期に関する嘆願書」を提出した。「療友F・M夫氏の生命を助けて頂きたい、もう一度裁判をやり直していただきたい」理由は、第一に「被告の人間性やその生命が、らいなるがゆえに軽んぜられているのではないか」、第二に「たとえその人間がどのような境遇におかれていようともあらゆる存在にもまして尊い」こと、第三に「らい患者の人間性、私共の生命に対する軽視がひそんでいると思わざるを得」ず、また患者に対する「見せしめのための厳罰と判断される」こと、第四に犯行当時のM夫のアリバイの存在をあげ、刑執行を延期し、裁判の全過程にわたる慎重な検討を要請した。

第二審判決後一九五五年からすでに全患協、自由法曹団、国民救援会、全医労、松川事件対策委員会などが組織的な取り組みを始めていたが、一九五八年三月八日「F・M夫を救う会」が発起人一三三名により東京で発足した(事務局長は玉井乾介岩波書店編集課長)。「救う会」からは、一九五八年八月に「特赦(減刑)嘆願書」が提出されたのははじめとして、死刑執行延期の要請陳情(九月二日)、「恩赦願」の提出(一九五九年三月一〇日)、「助命嘆願書」

の提出(三月二十五日)、死刑執行延期の要請陳情(七月三日)がなされた。国連加盟に伴う恩赦を機に、上告棄却以前からこのような特赦、減刑の陳情は行われていた。全患協支部から特赦のための運動を行いたいとの要望が出ており、「F氏の場合のように、刑が確定しておらず、上告審理中であるものについて、特赦減刑を嘆願するといふことは、一応矛盾するようにも思われるが、これをどう考えたらいいか」という全患協の質問に対して、弁護人関原勇は、「あくまでも無罪という線のみで運動を進めるといふことも、柔軟性に欠けると思」われるので、「運動の方針をあくまで無罪一本にしほらないで、ライ患者に対する偏見の克服打破という点で、死刑反対ということも考えられるのではないか」と答えたのであった。<sup>⑧</sup>

全患協事務局が持ち回りにより一九五七年一月一日より恵楓園に移り、菊池支部長であった増重文が全患協議長に就任したことで、藤本事件を重点に扱うことになり、その活動は再審請求に向けて動き出した。

#### (五) 再審請求と死刑執行

しかしながら、この再審請求は結実しなかった。三度目の再審請求が却下された翌日、M夫に対する死刑が執行されたからである。

「事件のあつた夜にM夫が家に来て、Hを殺して来たと話した」という有罪の決め手となっていた叔母、叔父の証言が「虚偽」のものであったことを理由に、刑訴法四三五条一項二号、同四三七条に該当する事由があると見て、一九五七年一月二日に一度目の再審請求、一九六〇年二月二〇日に二度目の再審請求<sup>⑨</sup>が行われた。すなわち、「やって来た」と聞いたと証言したことが、供述調書あるいは裁判官に対する証人尋問調書に「殺して来た」という意味で記載されたというのである。<sup>⑩</sup> また戦後のライ行政の問題点について検討し、日本のライ行政の隔離撲

滅政策、戦後の無ライ政策について言及し、M夫がいわば「人身御供」として、入所勧告が行われたことを詳細に述べていたが、「再審理由に該当しない」という理由でいずれも棄却されていた。

三度目の再審請求は、叔母H・M代、叔父H・I次の弁護士に対する供述書、またアリバイの存在をもとに、一九六二年四月二三日に行われた。そして無罪を立証するために、「新たに請求人の血液型及び本件証拠物件中、血痕の附着したタオルその他の被服の血液型の鑑定」、「H・M代、H・I次の証人取調べ」、「請求人のアリバイを立証する証人の取調べ」を求めた。

H・I次とH・M代は弁護人の質問に対して、M夫から「Hを殺した」というようなことは聞いておらず、警察官、検察官に対する供述調書、証人尋問調書でM夫がHを殺したときの模様として述べている詳細な内容は全くでたらめであると答えた。「私が甥のM夫をかばっているから見られて勾留がますます長くなると思い、どうせHを殺すとしたらM夫しかいないからM夫が殺したといってもそれほど問題でもなからう」と考えて、ありもしないことを言ってしまったのだという。

またアリバイの存在を主張することに対しては、M夫は次のように語るのである。「私のアリバイを主張すると、お世話になった人に迷惑がかかるのをおそれておりました。：私自身も自分が逮捕されても私にご飯を食べさせたことは絶対口をわらないようにと固く約束してでたことは、今でも覚えております。叔父さまが、私に首をくくつて死んでくれといったのも事実であり、その頃の叔父さまたちの心境は、部落の人の古い因習と偏見がおそろしいから、無実の罪と知りつつも、私が死ぬ日を持っていられたことは私には十分わかります。私は決して叔父さまたちをうらむ気持ちはありません。私は一度は死刑を希望するように悲観のどん底にあったのです」と。

一九六二年八月二五、二六日、四〇名による現地調査が行われ、さらに第二次、第三次の現地調査が計画されて

いた頃、三度目の再審請求も棄却された。その翌日九月一四日に福岡拘置所にて死刑が執行されたのであった。<sup>75)</sup>

菊池支部作成の「刑執行経過報告」によると、一三日夜遅くに医療刑務所に対し福岡拘置所へ移監する旨の命令があり、一四日朝七時四五分、四名の看守に付き添われ菊池医療刑務所を出、一〇時三〇分に福岡拘置所に到着した。この時教育部長から「いよいよお別れですね」といわれたM夫は「部長さんは転勤ですか」と問い返し、刑の執行を伝えられようやく分かったという。遺書を書く時間と気持ちの余裕もなく、教育部長の代筆によって、「このことをよろしくたのむ」などほんの三点を箇条書きにして、拇印を押しただけのものが、「救う会」事務局長玉井ら三名宛に書かれたのち、午後一時七分に死刑が執行された。

九月一六日、全患協第七回臨時支部長会議は、抗議の声明書を発表し、九月一八日、国民救援会、日本患者同盟、「救う会」の代表七名が法務省に抗議し、抗議文を手渡した。面会に当たった勝尾秘書課長は、①最高裁判決後は一回目の再審申立中であっても二回目であっても死刑は執行する。②処刑の決定は法務当局が資料を検討した上で再審事由無しと認定した場合に行う。③F氏の場合、熊本地裁が再審請求を却下することを確信していた。④減刑助命嘆願の却下や再審却下の通知を受刑者に通知する必要はない。⑤裁判で決まったものをいつまでもずるずる処刑延期することは妥当でない。F氏は判決から五年も経っている、と述べた。<sup>76)</sup>

九月二一日F・M夫氏死刑執行抗議集会が恵楓園で行われたのをはじめ、各療養所で抗議集会が行われるなど、抗議の声が高まったのであった。

(46) 予防法改正案が衆議院を通過した三日後の一九五三年七月七日菊池恵楓園自治会決定による。

(47) 日本国憲法施行に伴う人権意識の高まりを背景として、一九五一年二月に結成された。

- (48) また、「社会にアピールするには今のところまだ時期が早い。(中略)といいますが、現在政府があなた達に圧迫を加えてきている状態の中でらい患者は何でもかんでも反対するのだという印象を社会に与え、それを政府に逆宣伝されぬとも限らぬからです」という「救援運動」に関する野尻氏の発言があった。事務局発九六四号(一九五三年一月一日付)。
- (49) 事務局発九六六号(一九五三年二月一日付)。
- (50) 一九五三年一月二八日全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会菊池支部による。
- (51) 菊池支部長加納敏克の弁護士宛の書簡によれば、「刃物についても指紋も血痕もなく弁護士はこの点を強調しているようですが、患者側としてはこの度の裁判を通じて癩なるが故に引き起こされた事実に対してほとんど触れていないこと甚だ遺憾を感じているものであります」として、ハンセン病患者者に対する社会的偏見を前面に出すことを要請している。患患発一二四号(一九五三年九月四日付)。
- (52) 第一回公判(証拠調べ)は一九五四年一月二八日、第二回公判(証人尋問)は三月一〇日、第三回公判(証人尋問)は四月九日、第四回公判(証人尋問)は五月七日、第五回公判(弁論)は一〇月一日に行われている。
- (53) 『F氏裁判』其の後に就いて「事務局発第一一六二号(一九五四年二月六日付)。
- (54) 一九五四年一月二五日付事実審理申立書。
- (55) 控訴審第一回公判供述。
- (56) 一九五四年七月一日付北条春光鑑定書(第二審)。
- (57) 玉城菊池支部長宛の書簡による。「F・M夫氏に対する裁判その後の経過」患患発一〇九号(一九五四年九月七日付)。
- (58) 判決公判は定刻より一時間遅れ、一四時一〇分に開廷、一四時五〇分に閉廷した。出廷しなかった理由は、弁護士によると期日は二月一〇日に決定され、連絡ミスによるものとされた。患患発一三七号(一九五四年二月一日付)。
- (59) 全患協宛の書簡。全患協ニュース四七号(一九五五年四月一日付)。
- (60) 一九五五年三月九日付上告趣意書。
- (61) 一九五五年三月二日付上告趣意書。なお六月(日付不明)付の上告趣意補充書がある。
- (62) 全患協ニュース五六号(一九五六年一月一日付)。
- (63) 一九五六年四月一三日最高裁第一回公判調書。

- (64) 最高裁第二小法廷から弁護士関原勇及び被告 F・M 夫宛の一九五六年二月十七日付通知書。なお、「弁護士でなければ弁論できない。被告人は出頭しなくてもよい」との但し書きがある。
- (65) 上告趣意書において、第一審第四回公判調書には、刑訴規則第四六条所定の裁判官の認印がなく、裁判官差支の場合の手続を履践した形跡も認められないとの指摘がなされたため、最高裁第二小法廷は一九五六年九月(日付不明)、熊本地裁裁判官谷口甚一に対し右事情につき照会をなしている。これに対して一月一日付で、「特別の事由があった為なることを発見若しくは想起致しません。惟ふに右は昭和二十六年一月二〇日公布刑事訴訟規則の一部を改正する規則の昭和二十七年二月一日施行直後のこととて不慣れの為認印漏れを致したものと思料致します」との回答があった。これに対する裁判所の判断は、本件第一審第四回公判調書に裁判長の認印若しくは、裁判長の差支あるときの他の裁判官の一人の認印が存しないこと所論のとおりである。従つて右公判調書は刑訴規則四六条の規定に違反するものであるといふべきであるがその作成権限ある裁判所書記官補の署名押印があり、他方第一審において所定の期間内(刑訴五一一条参照)に被告人又は弁護士から同公判調書の記載の正確性について異議の申立がなされた形跡はなく、又原審において、右法令違反について控訴趣意として主張もなされておらず且つ原審の数回に及ぶ公判においても被告人又は弁護士から所論の点について何らの主張もなされていないこと記録上明白である。かような場合には、右公判調書は前記認印を欠くの一事によつてこれを無効とすべきものではないと解するを相当とする、とされた(最刑集一一・八・二二〇三、ジュリスト一四一七二頁)。
- (66) 全患協ニュース九三三号(一九五七年九月一日付)。
- (67) F・M 夫を死刑から救う会「予断と偏見の裁判―藤本事件―」(一九五七年一月発行)。
- (68) 一九五七年一月一日付全患協発第二六三九号。
- (69) 一九六一年三月二四日に棄却、四月即時抗告、六月二〇日却下、七月二二日特別抗告、一〇月四日却下されている。
- (70) M 夫も前掲手記の中で同趣旨のことを述べている。「私は日が殺された夜、ひそかに伯父の家を訪ねたのだった。その時、私は伯父に『やって来たよ。』といった。それは拘留所から逃げて来たよという意味でいったのだが、裁判所は殺して来たよという意味に解釈し、私が自白したと等しく見なしているのだ」。
- (71) 前掲「F・M 夫氏再審請求に関する資料 昭和二三・四・五・六・七年当局に於けるハンセン氏病行政の実態」。
- (72) 一九六一年七月三〇日弁護士による供述録取。

(73) 一九六二年一月、M夫が叔父はじめ親戚一同に宛てて送った手紙より。

(74) なお、死刑執行により、母と娘名義で九月一七日に即時抗告を申し立てていたが、一九六三年三月二十五日に棄却されている。

(75) 死刑執行企案書は、一九六二年九月一日中垣国男法務大臣(当時)によって押印され、衆議院法務委員会で質問された大臣

は「たまたまFの書類が一番上にあり捺印した。第三次再審請求の内容も記憶していない」「法律に基づいて刑を執行」との発言が行われた(一九六二年一月一〇日)。

(76) 全患協ニュース二〇一号(一九六二年一〇月一五日付)。

## 五 おわりに

以上見てきたように、藤本事件が我々に提起した問題は、らい予防法のハンセン病隔離政策において、ハンセン病患者に対する差別・偏見の中に、裁判所を含めた司法でさえも、いかに構造的に組み込まれていたかということである。ハンセン病患者が被疑者・被告人であるゆえの差別・偏見を背景として捜査が開始された当初から、M夫が犯人であるとの供述を引き出すための参考人取調べと起訴前の証拠化が図られ、裁判では、公に開かれた法廷で被告人側の主張を慎重に吟味するなど十分な審理が尽くされないうまま、捜査時点での参考人供述を主要な証拠として採用し、拙速的に判決が下されたのであった。

一見、合法的に行われたかに見えるこの事件の捜査・裁判の過程を子細に検討することにより、これまで見てきたような様々な問題点や憲法的観点から見た場合の矛盾が浮き彫りとなってくるのである。

憲法は、裁判を受ける権利と適正な手続に基づいた、公平で迅速な公開の裁判の実現を謳っている。そのために、

被告人には、弁護人依頼権・黙秘権・反対尋問権が保障され、不利益な供述の強要禁止、不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合の有罪の禁止が定められる。これは、いうまでもなく本来自由であるはずの人間に対して国家刑罰権による刑罰適用を是認するための最低限の保障であるといえる。いわば、憲法に定められた刑事手続条項はすべて、被疑者・被告人の人權に十分配慮し、その完全な手続的保障の下で捜査・裁判が行われることを要求したものとと言える。このような手続的保障が十分に尽くされてはじめて、裁判官は、自らの心証で、事実の認定を行うことが許されるのである。こうした視野に立った場合、藤本事件は、到底、憲法的な要求を満たした裁判であったとはいえないだろう。

このように、藤本事件は手続的に見ても、憲法上の規定が十分に果たされなかつたにもかかわらず、ハンセン病隔離政策に基づいて、正当化されたのであった。この隔離政策に関しては、二〇〇一年熊本判決によって、違憲であることが明確に示された以上、藤本事件判決の正当性は失われる。ここに、藤本事件を見直す必要があるのである。藤本事件を見直すことは、ハンセン病隔離政策の検証または見直しという観点からも、不可欠な事柄である。

見直しの方法としては、現行法上は、判決が確定した後その事件の審判が法令に違反したことを発見したときの、検事総長の申立による最高裁判所に対する非常上告制度（刑訴法四五四条）があるが、再審によるとすれば、この手続にのせるには、以下の三点が考えられよう。一つは、現行法上、「新証拠」（刑訴法四三五条一項六号）という従来 の枠組みの中で請求を行うという方法である。これは、M夫から「Hを殺した」というようなことは聞いていない、というH・I次、H・M代の弁護人に対する供述調書、または鑑定の見直しが新証拠と考えられよう。第二は、確定裁判手続の違法性を根拠に行う方法である。井戸田侃は「いかなる場合に再審が認められるべきか」という問題に

についても、それは上訴と変わらない」と述べて、次のようにいう。<sup>7)</sup>「再審手続は確定裁判がなされたときの条件に変更があったことを必要としよう」。証拠の新規性にいう「証拠」についても、「認定の基礎条件に変更があったか否かが重要であるから、ここでいう『証拠』も証拠方法に限らず、証拠資料、さらには原確定判決の事実認定に直接、間接に影響を及ぼすべき認定手続違背もここに含まれる」。再審制度は、控訴、上告に引き続く第四審ではないのだから、「再審は第一次確定判決に対する新たな『証拠』、つまり判断の基礎をなした条件の変更にもとづく被告人のための救済審」である。「再審を再開する理由と必要があるか」にかかってくる、と。すなわち、確定裁判手続の違法性が、再審請求事由として論理必然的に導かれるのである。第三は、手続的な違法を再審理由に含ませるといふ発想からは、さらに、次のように考えられよう。裁判によつて、認定された事実を真実と呼ぶならば、その真実を生み出した証拠は適正・公正・中立な手続保障の下で収集されたものであることが前提となっている。それが、十分に尽くされなかつた藤本事件の場合、裁判で認定された事実は真実たるべき所以を失う。藤本事件の場合には特に、捜査に非合理的要素が大きく、参考人や被告人に供述を追及し、それに基づいて裁判が行われたために、誤判の可能性は大きいと言わなければならない。ゆえに、一旦下された判決により生じた法律状態の安定性を破るに十分な「手続全体を覆う憲法違反」として構成することが可能であろう。<sup>8)</sup>すなわち、本事件では、事実の認定のもとになった証拠が証拠価値において高度に信頼性を有する証拠とは言えないことになり、さらに再審が法的安定性よりも誤判回避を重視した意義を考慮すれば当然、国家による手続的な瑕疵は治癒されなければならないと考えられるのである。

団藤重光は、最高裁に入つて、実際に死刑事件を担当するようになった経験から、死刑廃止の論拠を誤判の問題に求める。「(死刑事件と死刑以外の事件の事実認定には)引用者)誤判があつた場合の救済の点で決定的な違いが出て

くる。死刑執行後に再審で無罪になつて遺族に刑事補償が与えられても(刑事補償法四条三項)、それが何にならう。懲役刑などの場合でも、失われた青春は再び戻つて来ないが、生命とは比較すべくもないのである。死刑事件の事実認定について一抹の不安でさえもが裁判官を深刻に悩ませるのは、そこから来る。まして、被告人にとつては、それは悩みなどといった生やさしい次元のものではないのである。<sup>(79)</sup>藤本事件においては、誤判の背景に差別・偏見が、個人的な問題を超えて、法制度そのものの構造的な問題として存在していた。藤本事件を詳細に検討してきたのは、克服されるべきこの差別の構造が、司法プロセスの中でいかに見出されるかを明らかにするためであった。差別の構造という被告人の置かれた状況と司法という関係に慎重に目を向けることが、我々の課題であるといえよう。

(77) 井戸田侃「上訴と再審」鴨良弼編『刑事再審の研究』(成文堂、一九八〇年)二四一頁以下。

(78) 横山晃一郎『刑事訴訟法の解釈』(中央経済社、一九六五年)二二一頁以下。

(79) 岡藤重光『死刑廃止論』(第六版)(有斐閣、二〇〇〇年)二六頁(注10)。

【付記】藤本事件に関する資料は、菊池恵楓園自治会に提供していただいた。記して感謝したい。